

中野区地域包括ケア総合アクションプラン（中間のまとめ）について

「中野区地域包括ケア総合アクションプラン（中間のまとめ）」について、以下のとおり作成したので報告する。

１．中野区地域包括ケア総合アクションプラン（以下、「総合プラン」という。）の構成

第１章 策定の趣旨

第２章 中野区の地域包括ケアの２０４０年に目指す姿

第３章 目指す姿の実現に向けた区民、関係団体及び区の役割と推進体制

第４章 地域包括ケア体制の８つの柱の構成

第５章 地域包括ケア体制の柱別・施策別の目的と主な取組

※第５章については、総合プラン案で掲載する予定。

２．計画の期間

令和３年度（２０２１年度）から令和７年度（２０２５年度）までの５年間

３．中間のまとめ

別紙のとおり

４．取組状況

（１）区がすすめる地域包括ケア体制の考え方や地域の団体活動の実情に関する、地域団体等へのヒアリングと意見交換を実施している。

①ヒアリングシート提出団体数 ２９団体

②個別ヒアリング団体数 １５団体

③すこやか福祉センター圏域ごとのヒアリングと意見交換 ２３団体（３５名）

上記団体数はいずれも１０月末日現在。

（２）地域包括ケアシンポジウム（区民及び地域団体との意見交換）

令和３年１２月１５日（水）１８時から中野ＺＥＲＯ小ホールで開催予定。

※上記のほか、区民と区長のタウンミーティングで、１１月９日（火）１８時３０分から、野方区民活動センターでテーマ「地域包括ケア体制の推進について」を実施予定。

５．今後の進め方

（１）地域包括ケア推進会議における総合プラン案の協議

(2) 関係会議体への情報提供と意見聴取

(3) 地域活動団体等、ヒアリングと意見聴取、協力依頼

6. 今後の予定

令和3年	11月	9日(火)	区民と区長のタウンミーティング
		22日(月)	地域包括ケア推進会議(総合プラン案協議)
	12月		厚生委員会報告
	12月	15日(水)	地域包括ケアシンポジウム
4年	1月		厚生委員会報告
	2月	7日(月)	地域包括ケア推進会議(総合プラン内容決定)
	2~3月		総合プラン決定
	3月		厚生委員会報告

中野区地域包括ケア総合アクションプラン (中間のまとめ)

令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度)

令和3年(2021年)11月

中野区地域包括ケア総合アクションプラン(中間のまとめ)

目 次

第1章 中野区地域包括ケア総合アクションプラン策定の趣旨 1

- 1 プラン策定の背景と目的
- 2 中野区の現状と将来推計
- 3 プランの位置づけ
- 4 スローガン・重点取組事項
- 5 プランの期間
- 6 プランの進行管理
- 7 これまでの成果と課題

第2章 中野区的地域包括ケアの令和22年(2040年)に目指す姿 15

- 1 すべての人を対象とする地域包括ケアが目指すまちの姿
- 2 プラン全体の達成指標
- 3 活動を推進していくうえでの地域(圏域)の捉え方
支援が必要なすべての人を対象とした地域包括ケア体制イメージ図(案)

第3章 目指す姿の実現に向けた区民、関係団体及び区の役割と推進体制19

- 1 区民、関係団体及び区の主な役割
- 2 区の主な役割の実現に向けた各種体制の整備
 - (1) 地域包括ケア体制におけるすこやか福祉センターの役割
 - (2) 区民活動センター(アウトリーチチーム)の役割
 - (3) 地域ケア会議(地域包括ケア推進会議、すこやか地域ケア会議、地域ケア個別会議)
 - (4) 子どもと子育て家庭特有の推進体制
 - (5) 既存の会議体等との関係
地域ケア会議等のイメージ図
 - (6) 中野区基本計画・地域福祉計画・重層的支援体制整備事業との関係

第4章 地域包括ケア体制の八つの柱の構成26

- 1 地域包括ケア体制の構成要素
- 2 柱別の全体構成
- 3 地域包括ケア体制の柱別・施策別の目的と主な取組

第1章 中野区地域包括ケア総合アクションプラン策定の趣旨

1 プラン策定の背景と目的

(1) 背景

◆ 少子高齢化の一層の進展に伴い生産年齢人口が減少していきます

地域における一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の孤立や認知症高齢者の増加、介護家族の負担増など深刻な状況が起こっています。また一方で、医療・介護分野における人材不足が生じています。地域では地域活動等の担い手不足が生じているなど多くの課題に、社会全体でどのように取り組んでいくのかが大きな課題となっており、団塊ジュニア世代が高齢者(65歳以上)になる令和22年(2040年)を見据えた取組が求められています。

◆ 個人や世帯が抱える課題は、複雑化・複合化しています

高齢者だけでなく、既存の制度や単独のサービスだけでは解決が困難な子どもと子育て家庭、障害者、生活困窮者、言語の壁や生活習慣の違いに悩む海外からの移住者や、社会との関わりに課題を抱える若者をはじめ、様々な価値観を持つ人、マイノリティの人など課題の解決のためには包括的な相談・支援体制が求められています。

◆ 地域包括ケア体制は地域共生社会を実現するものです

国では制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域の多様な人々が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで区民一人ひとりの暮らしと生きがいとともに創る「地域共生社会」の実現を目指しています。令和3年(2021年)4月から、区市町村における包括的な支援体制の構築にかかる区の責務が明記されました。

◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、新たな課題を抱える人に対する支援が求められています

令和3年度(2021年度)になってからワクチン接種が開始され、少しずつ日常を取り戻し始めていますが、感染症の収束を見通すことは難しく、すべてが以前の状態に戻ると想定することはできない状況が続いています。地域団体の活動も中断・自粛せざるを得なくなっており、感染症の収束を想定した地域活動の再開の見通しが立ちづらくなっています。また、人とのつながりが減ってしまったことで社会的孤立や孤独に苦しむ人が増えていることに加え、雇用情勢は大きく変化し、生活困窮者支援などの課題がより大きくなっています。

(2) 目的

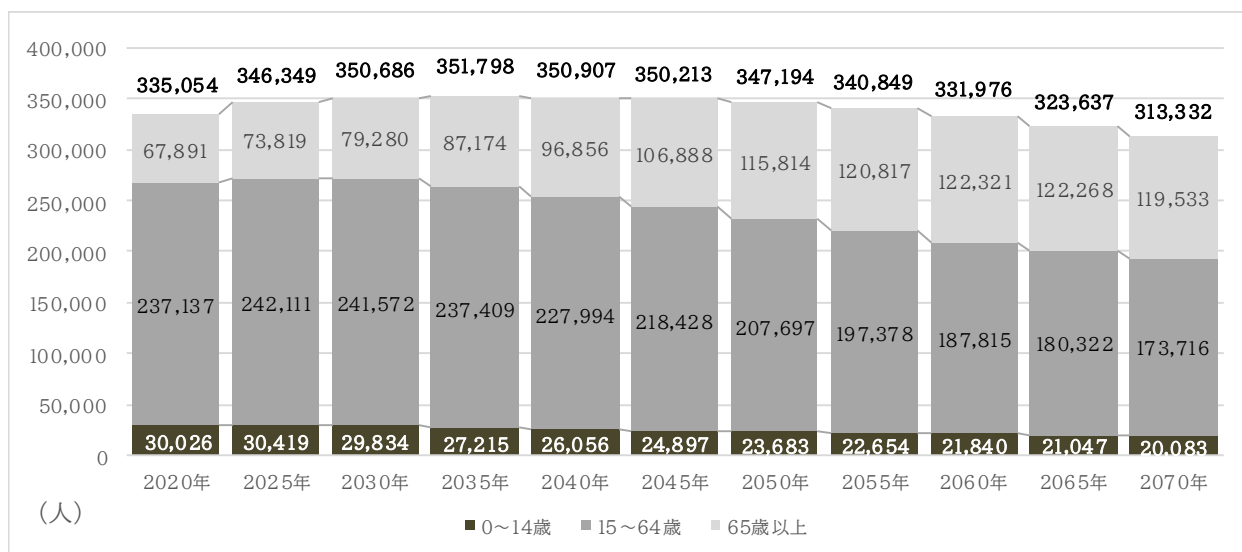
◆ 区と区内関係団体及び区民がともに行動するためのプランです。

誰一人取り残されることなく、支援を必要とする区民の年齢や抱えている課題の種類を問わず、一体的かつ重層的な支援を行うことができる地域包括ケア体制を構築することを目的として、区と区内関係団体及び区民がともに行動するための「中野区地域包括ケア総合アクションプラン」(以下、「総合プラン」という。)をここに策定します。

2 中野区の現状と将来推計

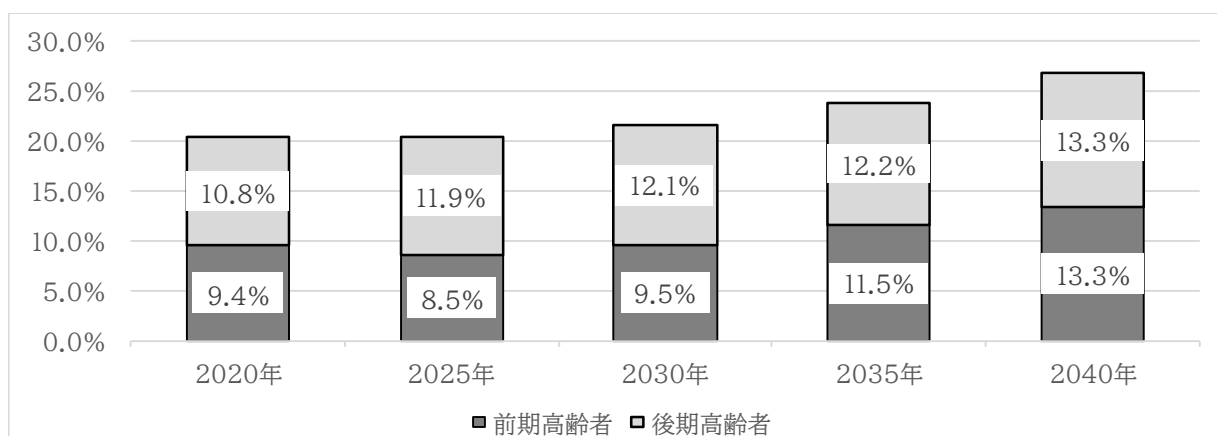
- 中野区全体の人口は、昭和 45 年(1970 年)をピークに減少に転じ、平成 12 年(2000 年)には 30 万人を割り込みました。しかし、それ以降は増加に転じ、令和 2 年(2020 年)10 月時点で 335,054 人(国勢調査速報値)となりました。**今後も駅前再開発等により人口は増加し、令和 17 年(2035 年)頃に約 35.2 万人でピークを迎えると予測されています。**
- 中野区の老年人口は、令和 12 年(2030 年)頃までは緩やかに増加しますが、団塊ジュニア世代(昭和 46～49 年(1971～74 年)生まれ)が 65 歳以上となる令和 22 年(2040 年)以降、急激に増加し、令和 42 年(2060 年)頃には約 12.2 万人でピークを迎える見込みです。**高齢化率は令和 22 年(2040 年)には 26%を超える見込みです。**
- 認知症高齢者は年々増加し、令和 42 年(2060 年)には、認知症の有病率(ある時点の人口に対する患者数の割合をいう)が平成 24 年(2012 年)以降一定と仮定した場合で約 3.1 万人、有病率が増加すると仮定した場合で約 4.2 万人に達する見込みです。
- 一般世帯のうち単身世帯の割合は平成 27 年(2015 年)で 61.9%と年々高くなっています。
- 年代別人口の割合をみると、**20 代・30 代**が多くなっています。
- **65 歳以上の単独世帯数は一貫した増加傾向**にあり、令和 2 年(2020 年)時点で約 2.7 万世帯で 65 歳以上人口の 39.5%を占めています。そのうち、75 歳以上の単独世帯数は約 1.6 万世帯であり、65 歳以上の単独世帯の約 6 割となっています。
- 平成 16 年(2004 年)以降の中野区の出生数は、平成 28 年(2016 年)の 2,764 人をピークに減少に転じ、令和元年(2019 年)は 2,462 人、**合計特殊出生率は 0.93**となっています。
- 昭和 55 年(1980 年)以降の 0～4 歳の子ども人口と 15～49 歳の女性人口の比率である子ども女性比をみると、平成 22 年(2010 年)までは減少傾向にありましたが、それ以降上昇傾向にあります。
- 中野区で暮らす外国人は、平成 27 年(2015 年)を境に急増し、現在は約 120 の国と地域の人が生活しています。**中野区の人口に対する割合としては 5.4%**となっており、多い国籍は、中国、韓国または朝鮮、ネパール、在留資格では、留学が多くなっています。

■ 中野区の人口推計(年齢3区分(年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)、老年人口(65歳以上))ごと)



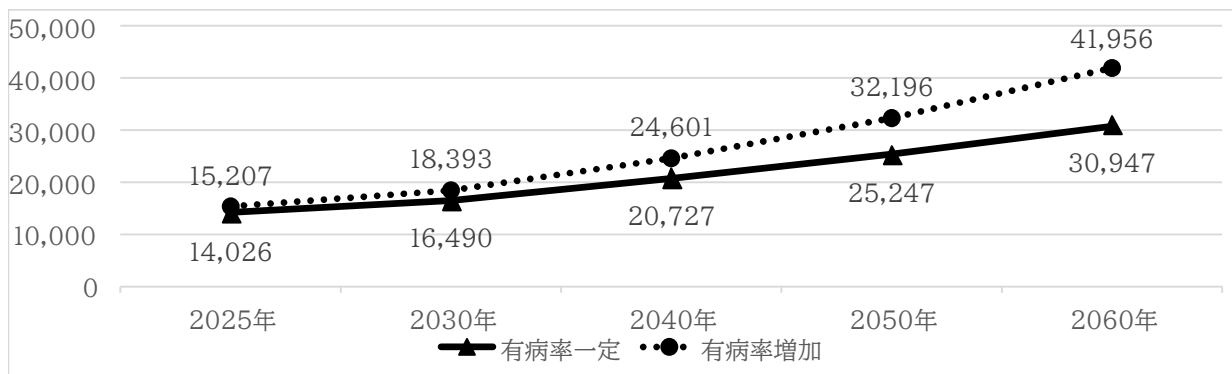
※中野区将来人口推計(中野区基本計画)を元に作成

■ 中野区の前期高齢者と後期高齢者の割合の推移



※住民基本台帳及び介護保険事業実施状況報告(各年9月末)より作成

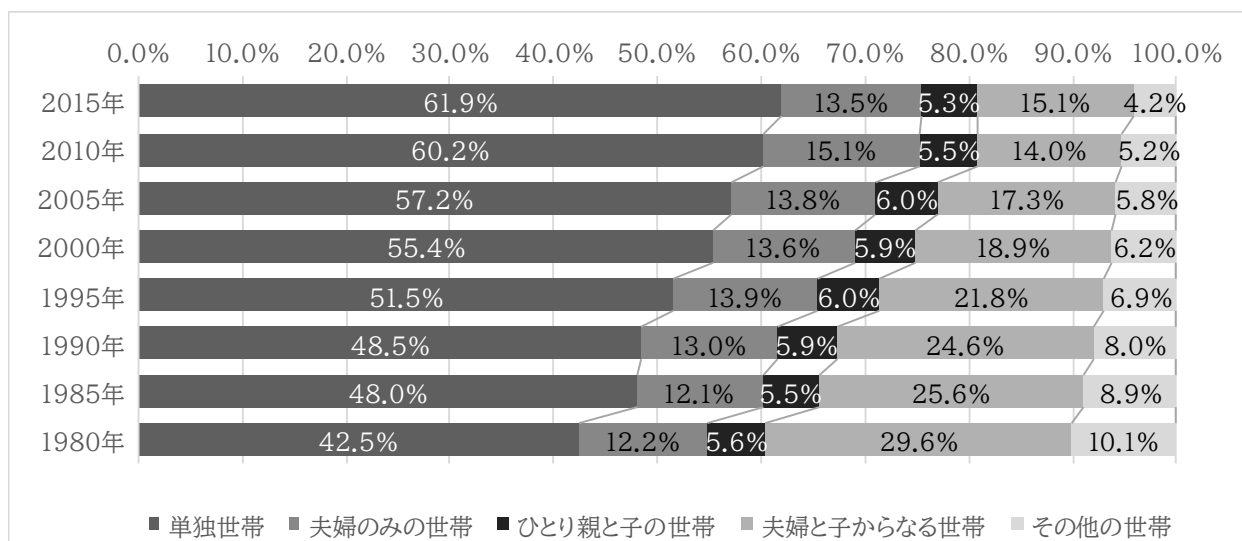
■ 認知症高齢者の現状と将来推計



※保健福祉に関する基礎データ(各年1月1日)より作成

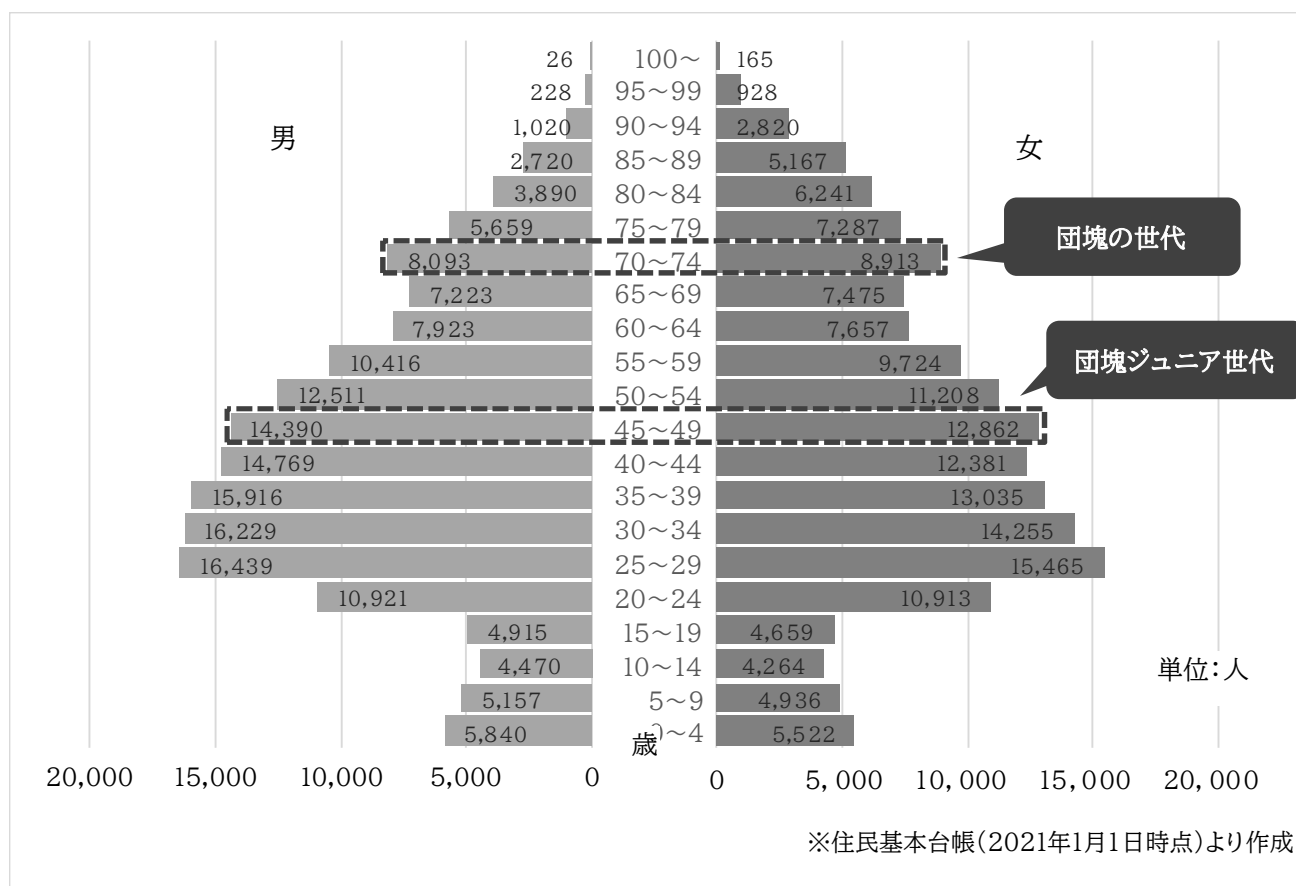
※ 認知症の有病率が平成24年(2012年)以降一定と仮定した場合の中野区認知症高齢者数と、有病率が増加すると仮定した場合の中野区の認知症高齢者の推計(全国の高齢者に対する認知症有病率の推計に、中野区の高齢者人口の推計を乗じて算出)

■ 家族類型別にみた世帯の割合の推移

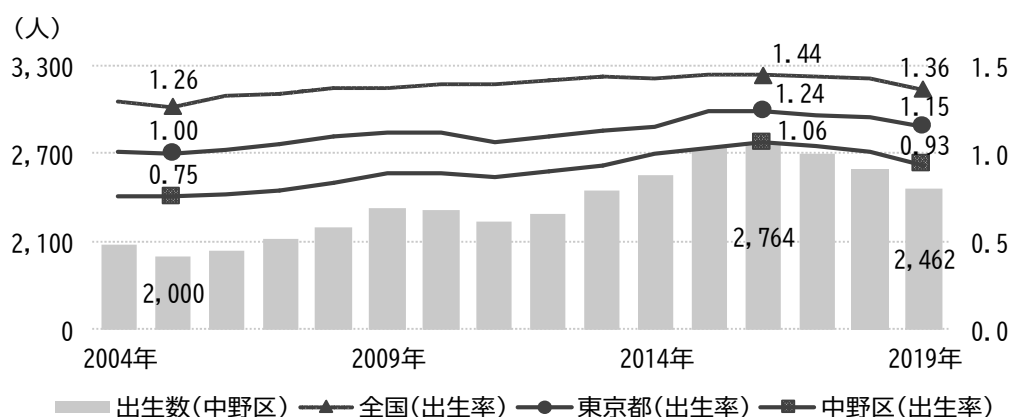


※各年国勢調査人口等基本集計より作成

■ 年代別人口の割合

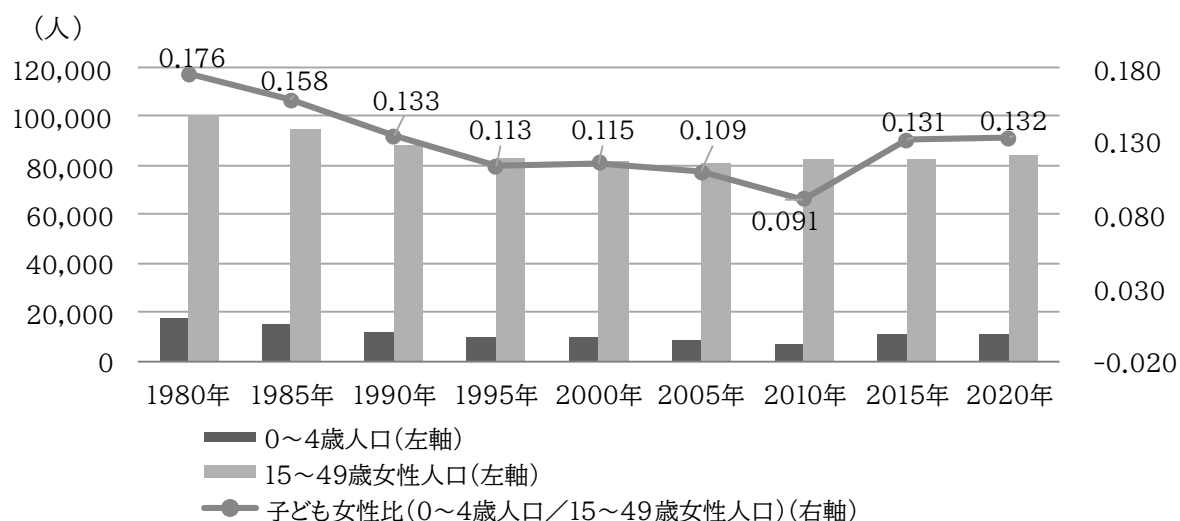


■ 出生数・合計特殊出生率の推移



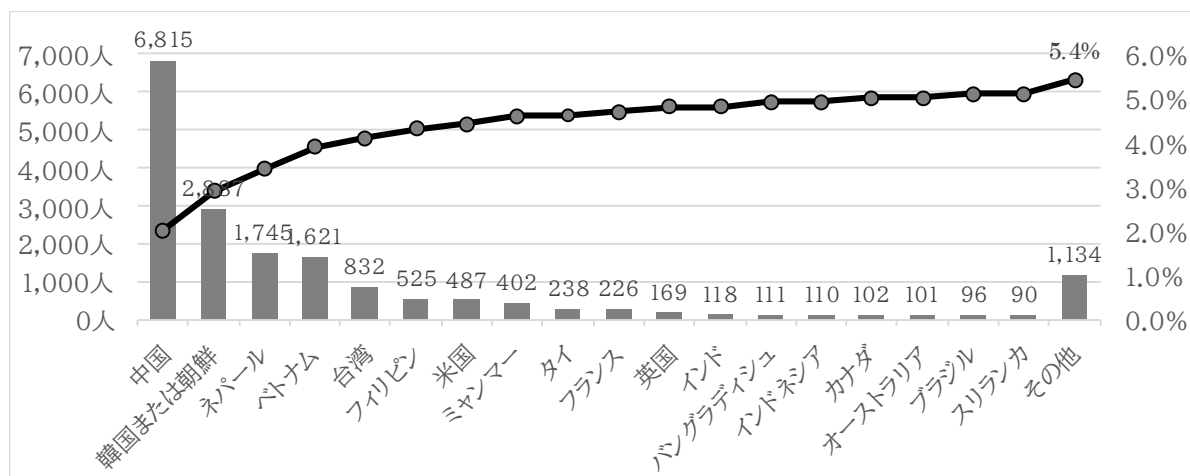
※中野区基本計画より(東京都人口動態統計より推計)

■ 子ども女性比(0～4歳人口／15～49歳女性人口)の推移



※各年国勢調査より作成

■ 国籍別外国人数と人口全体に対する割合



※ 中野区統計書データ(令和3年(2021年)1月1日現在)。折れ線グラフは各国の外国人数の累計の、人口全体に対する割合

3 プランの位置づけ

- ◆ 総合プランは、「中野区地域包括ケアシステム推進プラン(以下、「推進プラン」という。)」の改定版として位置づけます

推進プランは、10年間の計画期間の中で、高齢者を中心とした対策を基盤として取り組んだうえで、子育て世帯や障害のある方などすべての人に対してのプランに拡大していくものとして平成29年(2017年)3月に策定しました。策定から5年経過した今、推進プランのうち対象を拡大していく取組を見直し、改定する必要があるため、支援が必要なすべての人を対象とした地域包括ケアに資する取組を行う区と区内の関係機関及び団体(町会・自治会、民生児童委員、医療関係者、事業者及び地域の関係団体等)が自ら実施し、協働していくための区と区民のアクションプランとして策定します。

- ◆ 取組をより一層発展・充実させます

行政の取組は、基本計画における重点プロジェクトや地域福祉計画に沿って推進します。

推進プランを策定して以降、現在までに起こった社会経済的変化を踏まえ改定するものです。

- ◆ "オールなかの"の取組を推進するための活用本とします

支援が必要な人が安心して住み続けることができるよう、取組を進める区と区民のアクションプランとして策定します。

4 スローガン・重点取組事項

- ◆ スローガン

「できることから始めよう！“オールなかの”の地域包括ケア」

- ◆ 実現するために、重点的に取り組むべき事項

社会的孤立をなくし、支援を必要とする人を一人残らず支援につなげる。

孤独で苦しむ人をなくす。

地域包括ケアの取組を“オールなかの”に広げる。

区民の皆さん一人ひとりが、できることから始めることによって、計画期間の最終年度となる2025年度には「支える側、支えられる側という垣根のない、全員参加型社会の実現」を目指します。

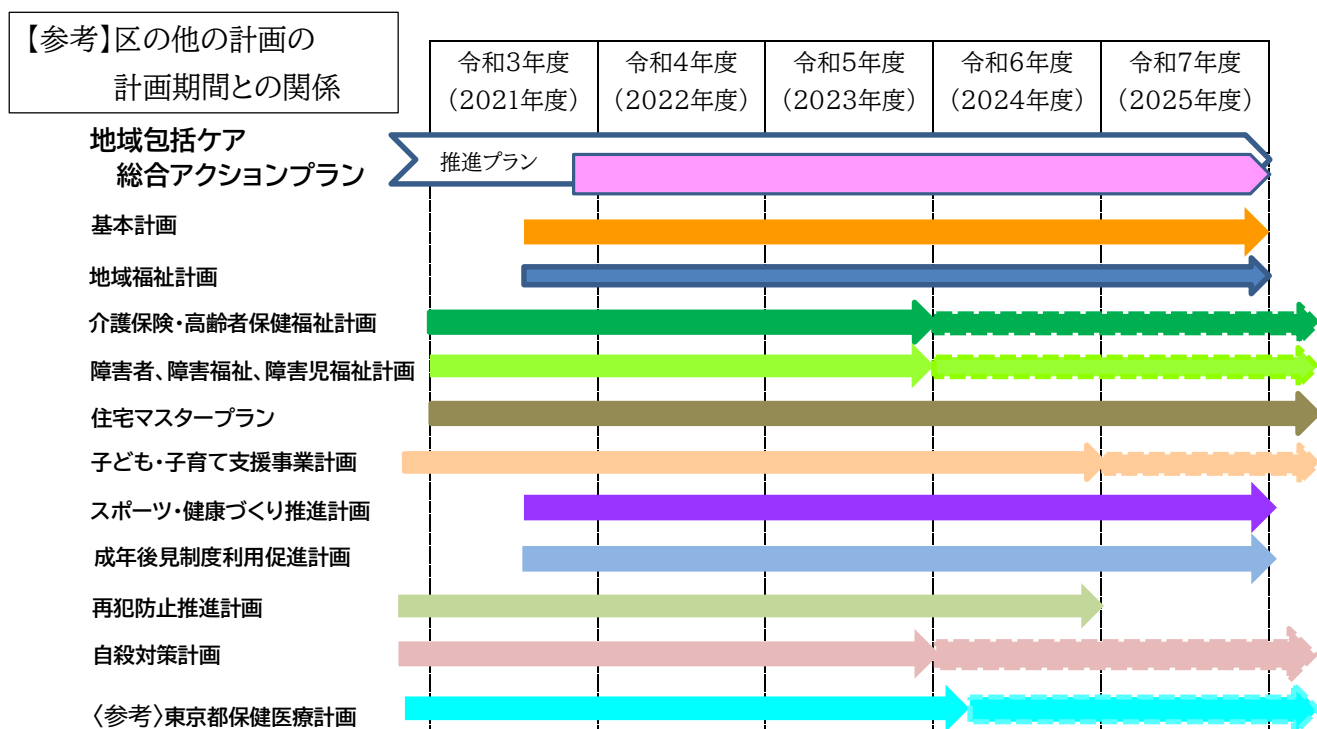
5 プランの期間

- ◆ 計画期間は、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間

計画期間は、推進プランの計画期間の後半部分の改定であり、かつ総合プランと関係性の強い中野区基本計画や地域福祉計画期間と整合を図るため、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間とします。

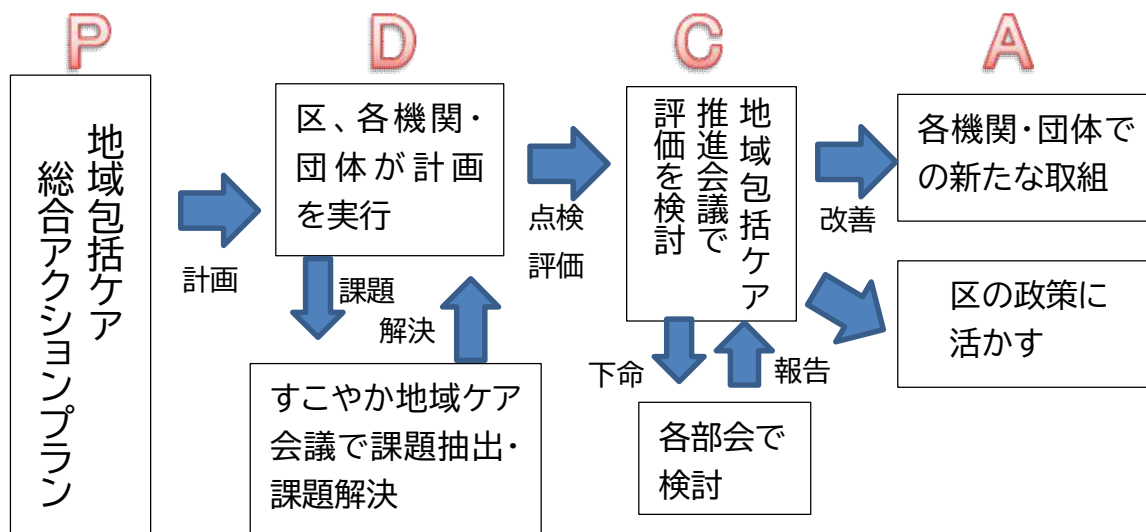
◆ 中野区地域包括ケア推進会議で進捗状況を確認します

推進プランは、中野区地域包括ケア推進会議において、行政及び主な団体の活動については毎年度、その他の団体の活動については令和7年度(2025年度)における実績について確認します。行政及び主な団体の活動については、令和7年度(2025年度)の達成目標を立てます。また、区における取組の達成目標の実現に向けては、基本計画をはじめ各個別計画の推進や検討を進める中で連携を図るとともに、必要な検討体制を構築し、全庁的な検討や進捗管理を進めていきます。



6 プランの進捗管理

- 協働で作成した推進プランに基づき、PDCAのサイクル(計画、実行、評価、改善)により、毎年度、目標の達成状況を確認しながら、地域包括ケア体制の実現、推進に向けて、取り組み内容を改善していきます。



7 これまでの成果と課題

(平成28年度(2016年度)～令和2年度(2020年度))

(1) 推進プランの成果

① 全体指標の傾向

- 推進プラン全体の達成度合いを測る指標のひとつである65歳の健康寿命は延伸しており(男性17.1年→17.9年、女性20.6年→21.4年)、推進プランのひとつのテーマともいえる、高齢者が健康にいきいきと生活している割合は増加していると推測できます。
- 「長期療養が必要になったとき、自宅で過ごしたい人」の割合に大きな変化は見られませんでした。

② 個別の指標の傾向

- 「住民主体の気軽に参加できる場の創出」や「認知症サポートリーダー数」「認知症をよく理解している区民の割合」では120%を超える高い達成率となっています。
- 「地域の活動に参加した区民の割合」「近所づきあいの中で、相談や助け合いなど親しい付き合いをしてくれる人がいる割合」「地域住民相互で見守り支えあい活動をしている割合」といった、近所づきあい、地域活動に関する指標では達成率が70%台となりました。

③ 施策の柱ごとの成果

【柱1】…本人の選択／権利擁護

(行政)・あんしんサポート事業や地域福祉権利擁護事業は、様々な周知の機会を捉え、利用者が増加した。

・ヘルプマークの周知啓発や、障害者理解促進の取組により、障害に対する理解が進んだ。

(民間)・成年後見制度の認知度が高くなり相談が増加、市民後見人の候補者・受任件数も増加した。

【柱2】…住まい・住まい方

(行政)・介護保険事業計画に沿って、都市型軽費老人ホームを誘導整備した。

・居住支援協議会の設立により、住宅確保要配慮者の住まいを確保しやすい環境が整備される基盤ができた。

(民間)・居住者の多様化するリクエストに応えることで、居住支援につなげる基盤づくり、居住支援協議会の発足の礎となった。

【柱3】…健康・社会参加・就労

(行政)・高齢者会館に対する理解が深まり、活動拠点として認知された。

・緊急事態宣言中の外出自粛が続く中、フレイル予防や脳トレなどの事業を実施し、健康増進と介護予防につなげることができた。

・ICTを活用した介護予防事業を開始した。

(民間)・多様な特技と異世代の人々が交流し、顔見知りになり、助け合う地域社会を作る取組が進んだ。

【柱4】…地域の見守り支えあい

- (行政)・民間の事業者・団体と見守り協定を締結し、事業者などからの連絡により、速やかに区民への支援につなげることができた。
 - ・災害時要支援者名簿と類似の名簿を統合し、災害時個別避難支援計画作成者を増やした。
 - ・地域・社会資源把握システムの導入により、サービス利用者や介護事業者等にも使いやすい情報サイトとして運用することができた。
- (民間)・中野区町会連合会のイベントの認知度が上がり、町会・自治会への理解者が増えた。
 - ・連携を強化し、地域の見守り支えあい活動等を推進するため、中野区と中野区町会連合会との協働によるまちづくりパートナーシップ協定の締結をした。
 - ・民生児童委員は課題発見の大事な部分を担っている。

【柱5】…介護・生活支援サービス

- (行政)・多くのビジネスプランの応募を受け、事業化につなげるための支援を行った。
 - ・介護保険事業計画に沿って、在宅介護サービス等を拡充した。
- (民間)・介護サービスについてのアンケート調査や他団体との研修等により、サービスの実態把握に努めるとともにサービス内容の理解を図る取組ができた。
 - ・福祉何でも相談は身近な窓口として周知が進んでいる。

【柱6】…医療

- (行政)・在宅療養窓口を区役所内に設置し、本人や家族、医療介護関係者からの相談に対応、医療機関とのマッチングをすることができた。また、医療介護関係者の情報共有のためのシステム(なかのメディケアネット)を導入した。
 - ・ACP(アドバンスケアプランニング＝人生会議)の普及啓発の取組を広げた。
- (民間)・新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に対する医療支援を、通常の地域包括ケア体制を基盤にして、多くの医療機関・薬局が行った。

【柱7】…相談、コーディネート機能及びケアマネジメントの質の向上

- (行政)・アウトリーチハンドブックを策定し、標準的な達成水準や一般的な手順・手法を示し、これを活用した取組を開始した。
 - ・すこやか地域ケア会議での困難事例の検討を通じて、多様な地域団体との連携体制が構築されつつあるとともに、個別ケースの検討によりコーディネート力の向上が図れた。
- (民間)・他分野、多職種を含めたケアマネジメントを目指し、共生社会の一助となるよう努めることができた。

【柱8】…認知症対策

- (行政)・認知症サポーター養成講座をはじめ、様々なイベントを実施し、認知症についての正しい理解の促進を図った。
 - ・オレンジカフェの登録制度を始め、認知症の人とその家族に参加をすすめることができた。
 - ・認知症に関するパンフレットを発行・改訂を重ねて、広く活用されるようになった。
 - ・若年性認知症相談窓口を区役所内に設置し、相談体制を整備した。
- (民間)・認知症アドバイザー医研修を重ね、主治医の認知症対応向上に貢献した。
 - ・オレンジバルーンフェスタや三師会の研修等で地域の多職種連携が進展した。
 - ・オレンジカフェやRUN伴、MIKANなどの活動に協力し、区民への普及啓発ができた。

－ 地域包括ケア推進会議の委員からの意見等 －

- アウトリーチを区職員による責任ある体制のもと進める取組は特徴的であるが、区民や社会に対して十分に見えないため、さらなる情報共有と区民参加が必要である。
- 住民主体の場の創出(居場所づくり)については、多くの区民の参加が得られ、見守り支えあいの活動が充実してきている。住民主体の活動をどう地域課題につなげ、地域包括ケアシステムの深化が図れるかが課題である。ケース会議への参加や福祉何でも相談との連携などにおいて、関係機関をもっと活用してほしい。
- 地域包括ケアの対象を、高齢者からいち早く全世代に広げる取組は先駆的である。
- 地域課題を明確にして中野区の体制を推進していくためには、すこやか福祉センター単位で開催しているすこやか地域ケア会議における地域課題等を中野区地域包括ケア推進会議において議論・解決するPDCAサイクルを徹底するなど、これまでの体制を見直したらどうか。

－ 推進プランに取組を掲載した区内関係団体からの意見等 －

- 見守り支えあい活動を実施する事例が増えつつあるとともに、活動が課題発見の大事な部分を担っていると感じている。
- 取組を継続することによって、区民に認知されるようになったり、取組の効果を確認することができた。また関係団体とのつながりが広がってきたが、多職種連携や地域への発信をもっと強化する必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、活動の中止・自粛が余儀なくされたり、取組方法などの工夫や見直しを迫られた一方、そのような状況下でも、ICTの活用や新しい生活様式に合わせて可能な範囲での活動や情報共有を行い、連携の維持・強化に努めた。
- 感染防止のための自粛生活が高齢者の健康障害を引き起こしているように感じる。
- 地域包括ケア体制についての区民の理解を深めて、身近に感じてもらうイベントや世代を超えた交流などの実施を希望する。
- 利用者に見守りや支援が必要と判断した場合は、関係機関などと連携して対応する仕組みを確立して定着させたい。また活動が地域住民や関係機関などに広く浸透していき、閉じこもりや孤立が減る支援体制を整えてほしい。
- 制度や対象を超えた連携による研修やイベントの実施、支援の普及啓発を行いたい。
- これまで以上に行政と関係団体や企業等のかかわり方が広範囲になると想定されるので、意見交換と施策実現の場を拡充させるための方策を示してほしい。
- 利用できるサービスについて、対象者や対象年齢の拡大が図れるような仕組みづくりを期待したい。
- ヤングケアラーに関しては、支援を必要とされている人の発見や支援体制を構築していきたい。

(2)推進プランの柱の構成や整理すべき課題

推進プランの計画期間の後半は、高齢者を中心とした支援から、支援が必要なすべての人を対象とする取組に拡大することとしていたため、総合プランへの改定にあたってはその方針に沿って対象を上げるとともに、解決すべき課題や取組も拡大して捉える必要があります。

そのため、以下のように課題を整理し、子どもと子育て家庭、障害者及び高齢者等といった、属性に共通する課題については下表のように柱1～7に整理し、特有の課題については柱8に分類することとします。

- 乳幼児親子や子どもの読書活動や、生きがいづくり等のための生涯学習の機会の充実の必要性から、「学び」を加えます。
- 高齢者特有課題である「介護・生活支援サービス」は、全世代が対象になることにより、「生活を支えるサービス、生活を豊かにするサービス」についての取組にします。
- 認知症対策は若年性認知症への対応の課題もあることから、「権利擁護」にまとめます。
- コーディネート機能やケアマネジメントは高齢者についての取組を想起させるため、地域の見守り支えあいや、サービスに含めます。
- 在宅療養など地域の取組をより明確にする必要があるため「地域医療」とします。
- 包括的な自立支援や貧困対策、自殺対策、再犯防止、ひきこもり対策のためのプラットフォームの構築など多様な対策が必要なため、「セーフティネット」としてまとめます。

【推進プランと総合プランの柱の構成の比較】

	推進プランの柱		総合プランの柱
柱1	本人の選択／権利擁護	柱1	本人の選択／権利擁護
柱2	住まい・住まい方	柱2	住まい・住まい方
柱3	健康・社会参加・就労	柱3	健康・社会参加・学び・就労
柱4	地域の見守り支えあい	柱4	地域の見守り支えあい
柱5	介護・生活支援サービス	柱5	生活を支えるサービス、生活を豊かにするサービス
柱6	医療	柱6	地域医療
柱7	相談、コーディネート機能及びケアマネジメント	柱7	セーフティネット
柱8	認知症対策	柱8	子どもと子育て家庭、障害者及び高齢者特有の課題



(3) アンケート調査から把握できた課題

① 区民を対象にしたアンケート調査結果

ア 社会的孤立・孤独に関する調査結果

〈15～64歳を対象とした「令和2年度(2020年度)暮らしの状況と意識に関する調査」の結果〉

- 自分は他の人たちから孤立していると「ときどき感じる」人と「常を感じる」人の合計は28.5%でした。若年層～中年層の区民の約3割は孤立感・孤独感を感じていることが推察されます。
- 孤立感を全く感じていない人のうち、趣味があるのは81.7%、生きがいがあるのは81.5%であるのに対し、孤立感を常を感じている人のうち、趣味があるのは56.2%、生きがいがあるのは28.4%となっており、孤立感と趣味や生きがいの有無には相関関係がありました。
- 自宅以外に「居場所」があるかどうかについては、孤立感を全く感じていない人では47.2%が「居場所がある」と回答していますが、孤立感を常を感じている人で「居場所がある」のは、わずか17.9%でした。

〈65歳以上を対象とした「令和2年度(2020年度) 高齢者調査」の結果〉

- ほとんど外出しない高齢者は全体で18.6%、要支援認定等は受けていない人では16.1%、介護予防・生活支援サービス事業対象者では28.6%、要支援1では39.3%、要支援2では51.9%と認定度が上がるにつれて、割合は10ポイント以上ずつ上昇しています。

〈障害のある人を対象とした「令和2年度(2020年度)障害福祉サービス意向調査」の結果〉

- 障害のある人全体の14.8%は「まったく外出しない」「ほとんど外出しない」と回答しています。

イ SOSを発信できないリスクの高い区民に関する調査結果

〈「令和2年度(2020年度)暮らしの状況と意識に関する調査」と「高齢者調査」〉

- 「心配事や愚痴を聞いてくれる人がいない」かつ「相談する相手・相談機関がない」と回答した人を、「SOSを発信できないリスクが高い人」と定義し、分析を行いました。その結果、15～64歳では全体の6.2%が、65歳以上では全体の5.2%がこれに該当した。これを男女別にみると、64歳以下では、どの年齢層でも男性は約10%、女性は約3～4%が「SOSを発信できないリスクが高い人」となっています。
- 65歳以上では男性の7.2%、女性の3.5%であり、年齢を問わず、男性のほうが女性よりも「SOSを発信できないリスクが高い人」の割合が高くなっています。
- 64歳以下のリスクが高い人の生活状況をみると、リスクが低い人と比較して、地域の薬局や医療機関など、スーパーマーケットやコンビニエンスストア以外の利用率は4割に満たず、地域とのつながりが薄くなっています。
- 居住地域で「人とのつながりは欲しくない」の回答率が31.4%にも上る(リスクが低い人は11.4%)。また、リスクが高い人は中野区の広報媒体について「何も目にしたことはない」人が28.1%と高く(リスクが低い人は19.1%)、相談窓口などの情報も届いていない可能性があります。

ウ 地域活動の担い手に関する調査結果

〈「令和2年度(2020年度)暮らしの状況と意識に関する調査」〉

- 現在、自分の知識やスキル、経験などを地域のために「生かしている人」は全体の4.6%にとどまっているが、「地域のために生かせる知識やスキルはあるか」については、「ある」と回答した人

は全体の72.0%でした。

- どうすれば生かせるかについては、「時間的な余裕があればできる」の回答率は女性の方がやや高く、「相応の収入が得られるならばできる」は男性の方が高い傾向が見られる。また、年齢層が高いほど「活動する場所があればできる」「行政等からの支援があればできる」の回答率が高く、逆に、年齢層が若いほど「一緒に活動する人がいればできる」の回答率が高い傾向が見られます。
- 男女別年齢別に生かせるスキルを詳細にみると、15～29歳の男性で相対的に回答率が高かったのは「語学の知識やスキル」、30～49歳の男性では「パソコンやIT系の知識やスキル」、「子どもに勉強を教える知識やスキル」、50～64歳の男性では「法律や会計など、専門的な知識やスキル」、15～29歳の女性では「音楽や絵画など、芸術系の知識やスキル」、30～49歳の女性では「医療、介護、保健などの知識やスキル」、50～64歳の女性では「保育や子育てに関する知識やスキル」「保育や子育てに関する知識やスキル」(14.9%)です。

《課題》

- ① 孤立感・孤独感を感じている人に、社会とつながる居場所を身近な地域により多く提供したり、安定的な就労ができるようにしたりすること、また障害者や高齢者のような移動弱者が外出しやすくなる環境を整備することで、孤立感・孤独感を解消する必要があります。
- ② 誰一人取り残さない相談支援体制を構築するためには、まずはSOSを発信できないリスクが高い人が、自らSOSを発信しやすくなるような環境を整えること、そのためには繰り返し、特に相談窓口や居場所などに関する情報を発信していく必要があります。
- ③ 地域活動の担い手を増やすには、ターゲットによって支援の仕方(場所を用意するのか、一緒に活動する人を募るのか、研修等を提供するのか、など)を工夫することや、相応の収入が得られる形でスキルや知識を地域に生かす方法を工夫する必要があります。

②その他の調査結果

ア 「ひきこもりに関する支援状況等調査結果」(東京都)

ひきこもりの状態が継続している期間は、「1年以上3年未満」が18.5%と最も多く、「5年以上10年未満」が15.1%、「10年以上20年未満」が14.0%と続っていますが、「20年以上」も8.7%の人が回答しています。

また、ひきこもりの状態にある若年層(概ね39歳まで)への支援において課題と感じていることは、「若年層の当事者がいる家庭の存在を把握したことがない」が43.6%と最も多く、「家族から相談があっても、当事者が相談・支援を望んでいない」が31.4%、「ひきこもりに係る知識や支援ノウハウを有していない」が28.6%「相談・支援に至るまで長期間経過しているケースが多く、対応が難しいと感じる」が25.6%となっている。

イ 「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)

世話をしている家族が「いる」には中学2年生で5.7%、全日制高校2年生で4.1%であり、世話をしている家族の内訳として「きょうだい」が最も多く、世話をしているためにやりたいけれどできないことがある中学2年生が42%、全日制高校2年生が約48%でした。一方、ヤングケアラーと自覚している子どもはともに2%前後であり、ヤングケアラーという言葉への認知度も低くなっています。

(4) 今後の取組の方向性

- 子ども、障害者、高齢者など課題を抱える本人、さらには家族や生活環境、病気や困窮などの状況が重なり、ひとつの機関だけでは対応できなくなっています。そういった家庭への支援を充実させるため、**包括的相談支援体制の整備・強化**が必要です。
- 複合的な課題を抱える人に対する支援は、ひとつの問題が解決したとしてもそれで終わりではなく、継続的な伴走による支援が必要です。行政だけでなくアウトリーチ型の支援を行っている様々な担い手全体の視点から、**アウトリーチ活動の役割・体制の強化**を図ります。
- 居場所づくりや就労支援などの社会参加の支援、地域資源開発や担い手育成などの地域づくりに向けた支援を進めていくため、国が開始した**重層的支援体制整備事業**との整合性を図りながら体制整備を進める必要があります。
- 支援が必要な人に対して、これまで以上に専門機関や関係者との連携が必要となってくることから、連携や地域課題の解決のためのしくみである「**地域ケア会議**」の体制を見直します。（21ページ参照）
- 新型コロナウイルス感染症による様々な活動の制限や自粛が、高齢者をはじめとする区民の心身の状態に大きな影響を与えていることから、新型コロナウイルス感染症影響下でも可能な範囲での**居場所づくりや地域づくり、活動支援の強化**を図ります。

第2章 中野区の地域包括ケアの令和22年(2040年)に目指す姿

1 すべての人を対象とする地域包括ケアが目指すまちの姿

◆ 地域包括ケアが目指すまちの姿は、次のとおりとします

- ・ 本人の意思と権利が尊重され、安心して暮らせるまち
- ・ “オールなかの”による多様なサービスが常に生み出され、
重層的で包括的な支援が提供されるまち
- ・ それぞれの人が望む形で必要な支援につながり、
誰もがいきいきと地域で暮らし続けられるまち
- ・ すべての人に多様な居場所があり、無理なく支えあえるまち

2 プラン全体の達成指標

地域包括ケアの取組は、令和22年(2040年)に上記4つの目指すまちの姿の実現を目標としてすすめていきますが、それに向かってすすんでいるのかを測るための指標として、当面、総合プランの計画期間の最終年度である令和7年度(2025年度)目標を設定します。

○ 中野区への愛着度(※)

令和2年度(2020年度) 81.7% ➡ 令和7年度(2025年度) 目標値 向上

※ 区が行う「中野区区民意識・実態調査」で中野区に「とても愛着を感じている」「どちらかといえば感じている」をあわせた割合をいう。

○ 多様な人々が暮らす中で、人権や価値観が尊重されていると思う区民の割合(※)

令和2年度(2020年度) 実績値 55.8% ➡ 令和7年度(2025年度) 目標値 向上

※ 区が行う「中野区区民意識・実態調査」で「国籍や文化、年齢、障害、性別などが異なる多様な人々が暮らす中で、人権や価値観が尊重されている」について「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合をいう。

○ 地域活動への参加割合(※)

令和2年度(2020年度) 実績値 19.6% ➡ 令和7年度(2025年度) 目標値 向上

※ 区が行う「健康福祉に関する意識調査」で「地域活動に参加していない」と「無回答」の割合を全体(100%)から除いた割合をいう(令和2年度の地域活動に参加していない割合は「79.3%」無回答は「1.1%」)。

○ 「誰一人取り残されることのない支援体制が整っていると思う区民の割合(※)

令和2年度(2020年度) 実績値 34.0% ➡ 令和7年度(2025年度) 目標値 向上

※ 区が行う「中野区区民意識・実態調査」で「障害や生活困窮、生活上の様々な課題や困りごとを抱えても、相談や支援が受けられる体制が整っている」について「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合をいう。

○ 居場所等の活動団体数(※)

令和2年度(2020年度) 実績値 125団体 ➡ 令和7年度(2025年度) 目標値 向上

※ 区内に拠点があり、子育て広場、住民主体の介護予防事業、まちなかサロン、子ども食堂や無料塾等、高齢者会館運営、オレンジカフェ等を主催する団体数をいう。

3 活動を推進していくうえでの地域(圏域)の捉え方

(1) 日常生活圏域(すこやか福祉センター圏域)

区が目指す地域包括ケアの目指す姿の実現に向けては、区民の日常生活を支えるために、区民が生活を営む地域において様々なサービスを提供する拠点や機能が必要です。

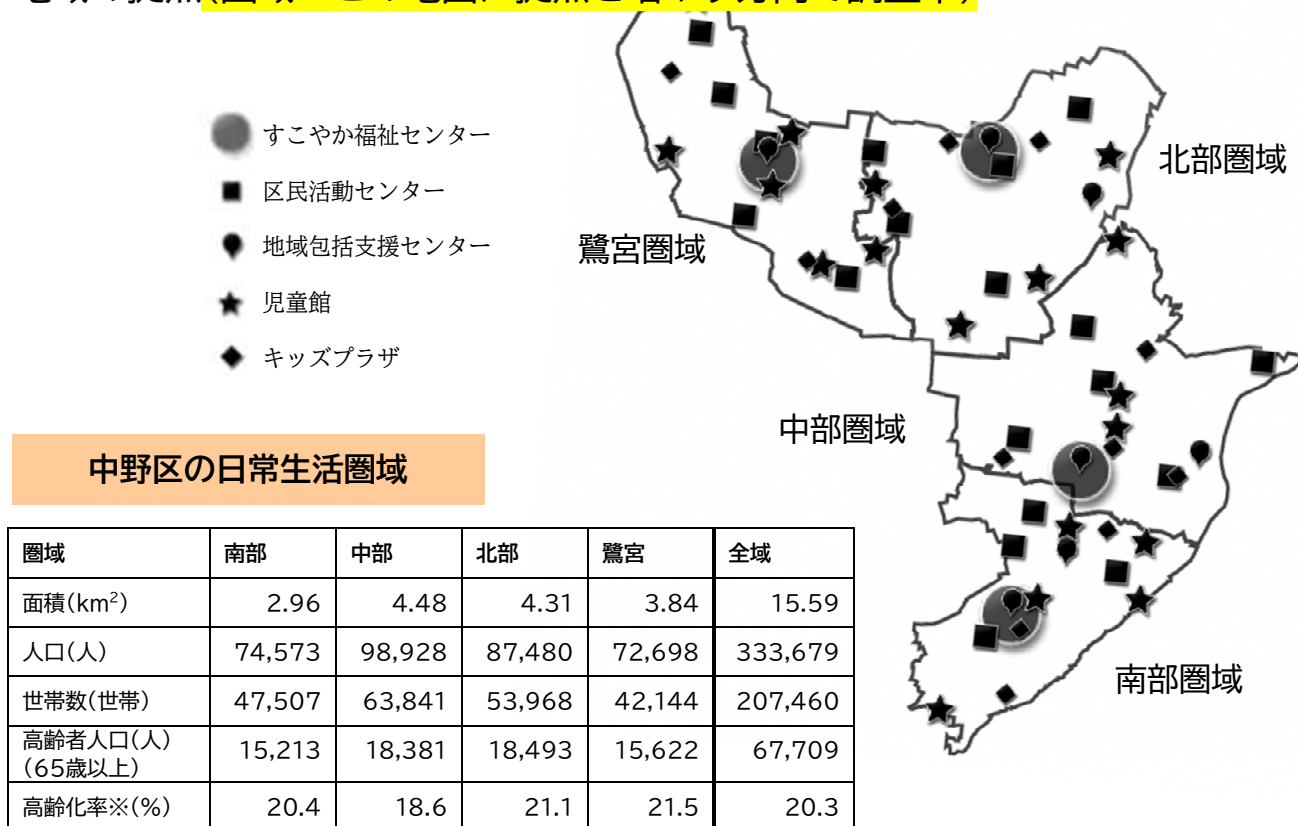
平成18年(2006年)4月の介護保険法改正の際、住み慣れた地域で介護サービス基盤を整備する単位として「日常生活圏域」の考え方が導入されたことに伴い、区では、4つの日常生活圏域を設定しています。また、日常生活圏域には、高齢者等の日常生活を支えるための拠点として、各1か所のすこやか福祉センターと2か所の地域包括支援センターを設置しています。

(2) 日常区民活動圏域(区民活動センター圏域)

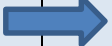
さらに、地域包括ケア体制に係る活動を推進する単位となる圏域については、区民が活動しやすく、地域の実情を踏まえた設定をすることが必要です。

地域の活動主体の活動範囲など、これまでの経過、住民の意識、参加のしやすさなどを踏まえ、区民活動センター(区内15か所に設置)を拠点として、住民主体の活動を推進していくうえでの圏域として、区を15の圏域に分け、各1か所ずつ区民活動センターを配置しています。

地域の拠点(圏域ごとの地図に拠点を増やす方向で調整中)



令和3年(2021年)8月1日現在 保健福祉に関する基礎データ月次報告
※高齢化率=高齢者人口/人口

現在(令和7年度(2025年度)まで) 			令和8年度(2026年度)以降	
日常生活圏域		日常区民活動圏域	日常生活圏域	
すこやか福祉センター	地域包括支援センター	区民活動センター	すこやか福祉センター	地域包括支援センター
南部すこやか	南中野包括	南中野区活	左記すこやか 4か所 + 1か所	左記地域包括 8か所 + 1か所
	本町包括	弥生区活		
中部すこやか	東中野包括	鍋横区活		
		東部区活		
	中野包括	東中野区活		
		昭和区活		
		桃園区活		
北部すこやか	中野北包括 江古田包括	上高田区活		
		新井区活		
		江古田区活		
		沼袋区活		
鷺宮すこやか	鷺宮包括 上鷺宮包括	野方区活		
		大和区活		
		鷺宮区活		
		上鷺宮区活		

【参考】

中部圏域に所在する区民活動センター及び町会数が、他の圏域に比べて多いため圏域の分割が必要であり、令和8年度(2026年度)以降、5か所に変更することを予定しています。またそのことに伴い、地域包括支援センターを新たに1か所、計9か所配置することを予定しています。

支援が必要なすべての人を対象とした地域包括ケア体制イメージ図(案)

地域の力をつなげて広がる
「支えあいの輪」

【柱8】子どもと子育て家庭、
障害者及び高齢者特有の課題

【柱7】セーフティネット

【柱6】地域医療

【柱5】生活を支えるサービス・
生活を豊かにするサービス

【柱1】本人の選択/権利擁護

【柱2】住まい・住まい方

地域包括支援センター

障害者相談支援事業所

福祉事務所

中野区
社会福祉協議会

スポーツクラブ
スポーツコミュニティプラザ

高齢者会館

【柱3】健康・社会参加・学び・就労

柔道整復師会

居住支援協議会

小学校・中学校
高校・専門学校・大学

学童クラブ・児童館・
キッズプラザ

区民活動センター
運営委員会

シルバー人材センター

医師会
歯科医師会
薬剤師会

病院・診療所・
訪問看護ステーション

日常の医療
かかりつけ医・
歯科医・薬局

介護事業所・介護施設
地域生活支援拠点
母子生活支援施設

障害福祉サービス

制度外サービス

介護保険サービス

子育て支援サービス

子育てひろば

幼稚園・保育園
認定こども園

警察署・消防署

商店街・商工会議所

町会・自治会

民生児童委員

友愛クラブ

【柱4】地域の見守り支えあい

成年後見支援センター

助産師会

すこやか福祉センター

アウトリーチチーム
(生活支援コーディネーター)

自立支援機関
(中野くらしサポート)

子ども・若者支援センター
児童相談所

第3章 目指す姿の実現に向けた区民、関係団体及び区の役割と推進体制

1 区民、関係団体及び区の主な役割

目指す姿の実現に向けた区民、関係団体及び区の主な役割は、以下のとおりとします。

区民の役割	・ 向上心をもって自ら学び、生きがいや自己実現のために行動する。 ・ 健康づくり・介護予防に取り組む。 ・ 健康診断の受診などセルフケアマネジメントに取り組む。 ・ 町会・自治会やボランティア団体等の社会活動に参加する。 ・ 認知症への理解に努めるとともに、自ら要介護や認知症になった場合の生活について、意思表示と準備をする。
関係団体の役割	(1)医療 在宅医療介護連携の推進、口腔機能改善、在宅服薬管理の推進 (2)地域団体等 地域の見守り支えあい活動の推進、地域のつなぎ役、青少年の健全育成、食育、健康づくり・介護予防の率先的実践、生活支援サービスの提供 (3)事業者団体 地域の見守り支えあい活動の推進、住まいの確保、就労、社会参加、介護予防の推進、質の高い介護・看護の提供推進、在宅療養介護連携の推進、認知症啓発活動 (4)中野区社会福祉協議会 社会福祉の推進、生活支援サービスの創出、提供、セーフティネットの担い手 (5)非営利団体 健康・社会参加・就労の場の提供、地域の見守り支えあい活動の推進、生活支援サービスの提供 (6)社会福祉法人 地域の見守り支えあい活動の推進、セーフティネットの担い手、介護予防の推進
区の役割	・ 中野区における地域包括ケア体制の構築に向けた総合調整と施策の実施 ・ 制度の狭間に落ちる人がいないよう地域のセーフティネットの役割を果たす。 ・ 必要なサービスの確保とその質の向上 ・ 権利擁護の推進

○自助・互助・共助・公助の考え方

地域包括ケア体制には、自らのことは自らが行う「自助」、家族や友人、地域住民相互で支えあう「互助」、社会保険制度で支える「共助」、税金により行政が対応する「公助」で分担しあい、支援が必要な人の生活を支えようという考え方があります。

「健康」を保つことや「社会参加・学び・就労」に取り組むことには自助努力が必要ですが、「地域の見守り支えあい」は町会・自治会、商店街などを中心とした支え・支えられる互助の取組、またそれらの取組だけでは解決に至らないケースには共助・公助が必要であるように、地域の様々な課題を解決するためには自助、互助、共助、公助全体で取り組む必要があります。

2 区の主な役割の実現に向けた各種体制の整備

(1)地域包括ケア体制におけるすこやか福祉センターの役割

- すこやか福祉センターは、高齢者や子ども、障害のある人など誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送ることができるよう支援するための地域の拠点施設です。
ワンストップの総合相談、支えあいのネットワークづくり、健康づくりと子育て支援、地域課題の把握と共有等、中野区の地域包括ケア実現のために必要な役割を担っています。
- 母子保健及び子育てに係る事業における支援を一体的に提供すること並びに妊娠、出産及び子育ての各段階における支援を切れ目なく提供することで、妊産婦並びに18歳未満の子ども及びその保護者の心身の健康の保持及び増進を図る「子育て世代包括支援センター事業」を行っています。
- すこやか福祉センターでは、要支援者の情報を見られるタブレット端末を用いて、アウトリーチ型の相談機能を高めるとともに、SNS等の活用により、医療、介護、福祉等、多職種の関係者間で必要な情報を共有し、適時適切にサービスにつなぐことのできる体制を整備していきます。
- 地域包括支援センターや病院の医療ソーシャルワーカーなど様々な主体により実施される「個別ケース検討会議」の情報をすこやか福祉センターが把握し、制度の狭間に落ちる人がいない地域のセーフティネットを作っていきます。
- すこやか福祉センターと以下の区民活動センターは16ページにあるように各圏域ごとに配置されており、地区ごとにアウトリーチチームを設置しています。

(2)区民活動センター(アウトリーチチーム)

- 区民活動センターは、地域の皆さんの地域自治の活動拠点として地域活動の支援や集会室の貸出などを行う施設です。
地域活動の支援として、地域の課題解決につながる取組を実施しています。
- アウトリーチチームには、子どもと大人、保健、介護、福祉といった行政の区分けにとらわれない包括的な動きが求められます。
- 日ごろから課題に対するアンテナを張って、地域団体の活動に参加し、自らの役割を伝え、相談しやすい関係性を構築します。そして、その中で得た「気になる情報」から要支援者を発見し、地域包括支援センターなどの支援につないでいきます。
- さらに、相談を受けたり発見はされていてもサービスに結びつけることが難しかったケース等については、アウトリーチチームが、要支援者一人ひとりに対して、「重層的支援会議」を行い、それぞれ支援のネットワークを作ります。
- 地域住民やボランティアによるインフォーマルなものも含めて、介護、医療、健康、予防、見守り、生活支援等のサービスをトータルで提供できるよう適切にコーディネートしていきます。プランに沿った支援が行われている間も継続的に見守ります。

① アウトリーチチームの体制

事務職及び医療・福祉の専門職をチームとして区民活動センター(15か所)ごとに配置しています。

② アウトリーチチームの役割

地域福祉、健康づくり、医療、看護の視点を活かして次の7つの役割を果たします。

- ア 潜在的な要支援者の発見、継続的な見守り
- イ 地域資源の発見
- ウ 既存の住民主体団体(町会・自治会、民生児童委員)の活性化支援
- エ 地域の医療、介護、地域団体等のネットワークづくり
- オ 区が求める地域包括ケア体制の姿の共有
- カ 新しい住民主体活動の立ち上げ・活動支援
- キ 地域資源への結びつけ

③ アウトリーチチームと社会福祉協議会等との連携

アウトリーチチームは、社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターと連携し、社会福祉協議会が蓄積してきた地域の資源情報やネットワーク等を活かしながら取り組んでいます。また、医療・介護関係者、町会・自治会、民生児童委員、友愛クラブ等地域の団体とも連携し、日常的に情報交換をすすめ、②の役割を果たします。

(3)地域ケア会議(地域包括ケア推進会議、すこやか地域ケア会議、地域ケア個別会議)

- プランに掲げる目標の実現に向け、区、区民、関係機関・団体がつどい、顔の見える関係をつくるなかで連携し、地域の課題について話し合い、解決に向けた行動につなげていくための推進組織として、地域ケア会議を設けています。
- 地域ケア会議は、その対象となるエリア、役割等により、これまですこやか地域ケア会議及び中野区地域包括ケア推進会議を設けてきましたが、令和4年度(2022年度)に向けて重層的支援体制整備事業の実施に伴い、日常区民活動一圏域ごとに地域ケア個別会議を設置します。

地域ケア会議の種類	中野区地域包括ケア推進会議	すこやか地域ケア会議	地域ケア個別会議（重層的支援会議）
対象エリア	中野区全域	日常生活圏域(すこやか福祉センター圏域。区内4圏域)	日常区民活動圏域(区民活動センター圏域。15圏域)
主な役割	地域の代表が参加し、政策形成や資源開発を検討	地域の団体が参加し、個別困難事例の解決策検討、地域課題や区として対応すべき課題を提言	適切な資源がなかった事例、解決に至らなかった事例を集約
具体的な機能	・ すこやか地域ケア会議で抽出された地域課題について検討を行い、区における包括的な地域ケア体制の確立に向けた政策提言及び総合プランの進捗管理を行う。 ・ 具体的な課題を検討するため、部会(※)を設置する。	地域課題の整理とネットワークの構築を行うとともに、地域づくりと地域資源の開発機能を担う	・ 単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した個別事例解決策を検討する。 ・ 担当者レベルでのネットワーク構築を推進させること、個別ケースの積み上げを行うことによる地域課題の発見を目的とする。 ・ 重層的支援会議としては、①プランの適正性の協議②プラン終結時等の評価③社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討の3つの役割を果たす。

※令和3年(2021年)10月時点で設置している部会

○ 在宅医療介護連携部会 ○ 認知症等対策部会 ○ ひきこもり支援部会

(4)子どもと子育て家庭特有の推進体制

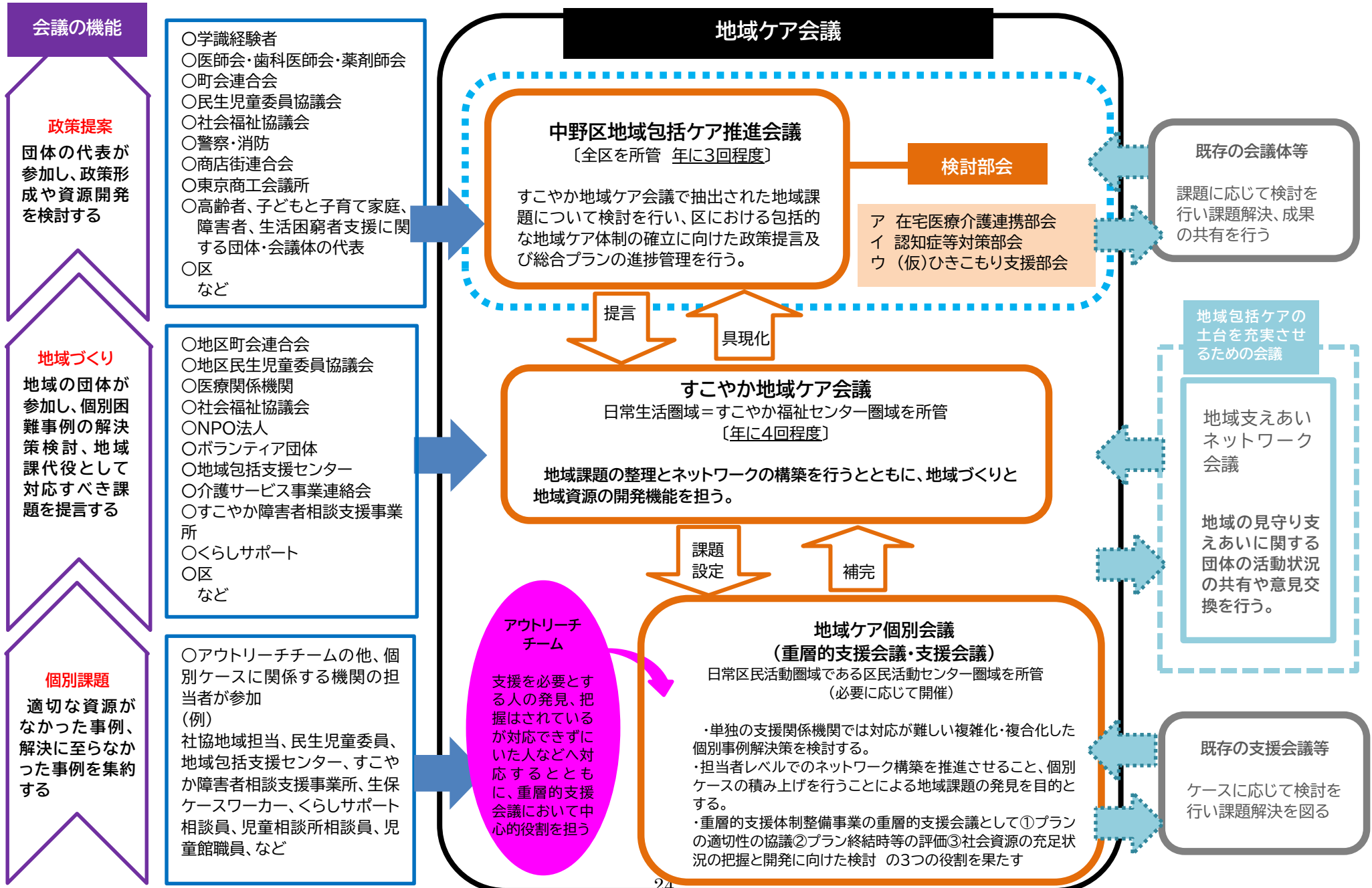
- 新たな機能を備えた児童館は、従来の「子どもの居場所・交流」など、児童館の基本的な機能に加えて、子育て支援や地域の見守り、ネットワーク支援機能を強化した運営を行う施設として、令和4年度から児童館の機能を拡充し、展開する施設です。
- 新たな機能を備えた児童館では、すこやか福祉センターや子ども・若者支援センターと連携し、支援が必要な子どもと子育て家庭を早期に発見して支援につなげるよう、子どもや育成活動の状況把握や身近な相談支援を行います。

(5)既存の会議体等との関係

- 区では、「地域包括ケア推進会議」の内部組織として各部会を設置しますが、すこやか地域ケア会議で明らかになった課題や、支援を必要とする人が抱える複合化かつ複雑化した課題を部会だけで解決することはできません。その他の既存の会議体等とも連携しながら、課題の解決や、成果を共有することにより、総合的な地域包括ケアの充実へと結び付けていきます。
- 障害者については、区は中野区障害者地域自立支援協議会を設置し、すこやか障害者相談支援事業所などの相談支援機関が困難事例や地域課題を含むケースについて関係者による地域ケア会議を実施しています。また毎月相談支援機関会議を開催し地域課題の抽出、集約を行い、障害者地域自立支援協議会全体会に報告し、地域課題の解決に向けた検討を行うなどの取組を行ってきました。
- 子どもと子育て家庭については、要保護児童の適切な保護又は要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図るため、児童福祉法第 25 条の 2 に基づき要保護児童対策地域協議会を設置しています。これまで要保護児童対策地域協議会における代表者会議、要保護児童サポート会議、個別ケース検討会議により、関係機関の連携強化、要保護児童等に対する情報共有や支援方針の共有を行ってきました。
- 今後は、子ども・若者支援センターに設置する児童相談所機能を生かし、専門性の高い相談支援・指導・措置を行う体制を整えていきます。また、要保護児童対策地域協議会を核とする連携体制を強化することにより、子ども・若者支援センター、すこやか福祉センター、学校、保育園、幼稚園等、関係機関が協力して迅速で適切な対応を行うほか、要支援児童や要保護児童等に対する関係機関の支援状況を相互に情報共有することで、虐待の未然防止や早期発見・早期対応を図っていきます。

このように、既存の会議体等とも連携しながら、課題の解決や、成果を共有することにより、総合的な地域包括ケアの充実へと結び付けていきます。

地域ケア会議等のイメージ図



(6)中野区基本計画・地域福祉計画・重層的支援体制整備事業との関係

- 中野区基本計画及び地域福祉計画は区が定める行政計画であり、区として着実に進めつつ、中野区地域包括ケア総合アクションプランについては、行政及び関係団体等が一体となって地域包括ケアに資する取組を着実に実行することにより、区における「地域包括ケア体制の実現」を推進します。
- 地域共生社会の実現に向けた地域づくりや包括的な支援体制の整備を目的とした、社会福祉法の改正が平成30年(2018年)4月に施行され、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「**重層的支援体制整備事業**」が創設されました。
- 重層的支援体制整備事業では、①相談支援②参加支援③地域づくりに向けた支援を一体的に実施することが求められており、複合・複雑化した事例について多機関が協働して課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各関係機関が円滑な連携の下で支援できるようにしていきます。
- 長期のひきこもり状態にある人など、自ら支援につながることが難しいケースでは、アウトリーチ等を通じた継続的な支援により本人との関係性を構築しながら支援を行っていきます。そのために関係者で構成する「**重層的支援会議・支援会議**」を地域ケア会議の1つとして位置づけ、**地域ケア個別会議**として開催します。
- 区は地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を「地域包括ケア体制」と捉えており、重層的支援体制整備事業は、複合・複雑化した課題を抱えた相談者の属性を問わずに受け止めること、そして制度の狭間にある課題を包括的に解決するという点で、区の地域包括ケア体制の理念と一致するものです。

第4章 地域包括ケア体制の八つの柱の構成

1 地域包括ケア体制の構成要素

中野区の地域包括ケア体制は、11ページで示したように以下の八つの構成要素から成り立つと考えられています。この構成要素を柱として取組を進めていきます。

- 柱1 本人の選択／権利擁護
- 柱2 住まい・住まい方
- 柱3 健康・社会参加・学び・就労
- 柱4 地域の見守り支えあい
- 柱5 生活を支えるサービス、生活を豊かにするサービス
- 柱6 地域医療
- 柱7 セーフティネット
- 柱8 子どもと子育て家庭、障害者及び高齢者特有の課題

すべての人が、一人ひとりの生き生きとした自己実現を図るためには、なにより本人の生活基盤となる住まいの確保(柱2)と、更にその前提としての本人の尊厳に基づく選択と権利擁護(柱1)が不可欠です。

その「住まい」での生活を支える様々な生活支援があることによって、在宅での豊かな生活が可能になります。八つの要素のうち、柱1と柱2が確保されてこそ、柱3～柱8が有効に機能します。

○中野区の八つの柱

区では、この八つの柱の要素を区民、関係団体、行政が一緒に同じ方向を向いて考え、ひとりでも多くの区民の方が自分らしく生き活きと暮らすことを目指して、一人ひとりができることから活動を始め、すべての区民の活動へと発展していくことを応援していきます。

2 柱別の全体構成

地域包括ケアの八つの柱ごとの「課題」は次のとおりです。

柱	課題
柱1 本人の選択／権利擁護	(1)権利擁護の推進と理解促進
	(2)虐待の防止
	(3)区民が望む在宅療養生活の実現
柱2 住まい・住まい方	(1)居住支援体制の推進
	(2)在宅生活が困難な場合のケアを行う施設の確保
	(3)バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり
柱3 健康・社会参加・学び・就労	(1)健康的な生活習慣の定着支援、健康づくり、感染症対策
	(2)就労や地域活動を通じた社会参加の促進
	(3)生涯学習の機会の充実
柱4 地域の見守り支援あい	(1)地域における見守り支援あいの推進と、交流の場や機会の創出
	(2)避難行動要支援者への避難支援
柱5 生活を支えるサービス、生活を豊かにするサービス	(1)生活支援サービスの質・量の確保
	(2)住民主体サービスの拡充、民間サービスとの役割、コーディネート機能
柱6 地域医療	(1)在宅医療、地域での医療提供の充実と多職種連携の一層の推進
	(2)かかりつけ医・薬局の推進
柱7 セーフティネット	(1)包括的な自立支援の推進
	(2)貧困対策、自殺対策、再犯防止
柱8 子どもと子育て家庭、障害者及び高齢者特有の課題	(1)子どもと子育て家庭特有の課題
	(2)障害者特有の課題
	(3)高齢者特有の課題

3 地域包括ケア体制の柱別・施策別の目的と主な取組

(各関係機関・関係団体の柱ごとの取組については調整中)

※ 現在、約110の関係機関や関係団体に対して調査やヒアリングを行っており、そのうち約45の関係機関・団体からの回答を得ている。引き続き、調査・ヒアリングを進めるとともに、今後、すこやか圏域ごとに、地域包括ケア体制の理念の共有や団体等の取組についての話し合いの場を設けるなど、総合プランの策定に向けて地域の声の把握などに努める。

柱1 本人の選択／権利擁護

【現状と課題】

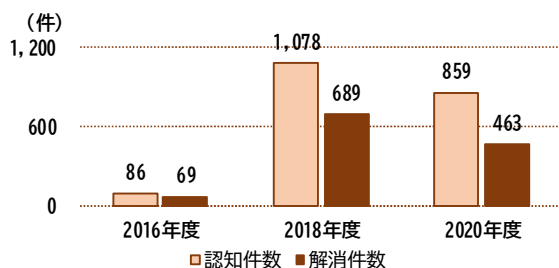
(1) 権利擁護の推進と理解促進

□子どもの権利への理解と尊重する社会の構築。

□高齢者、障害者、認知症のある人へ理解が進む地域社会の醸成と、本人の意思や利益、権利、財産が守られる社会の構築、成年後見制度の利用促進。

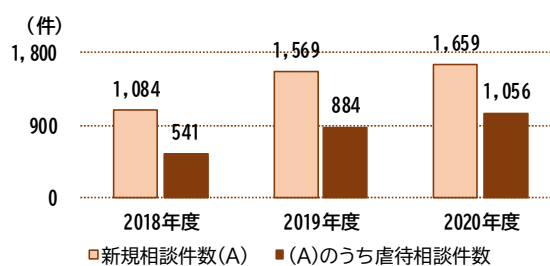
□認知症バリアフリーの取組と、相談支援体制の強化等による介護者への負担軽減。

いじめの認知件数及び解消件数



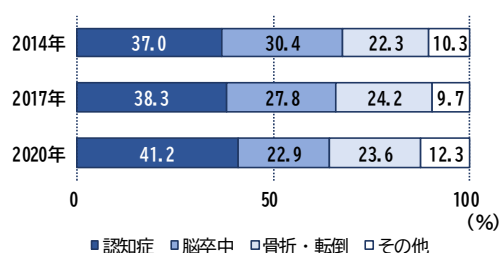
中野区基本計画 施策13より

子ども家庭支援センターの相談件数



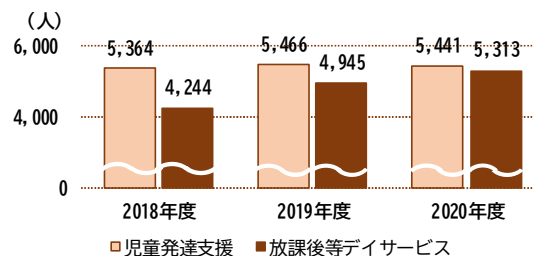
中野区基本計画 施策15より

介護が必要となった原因



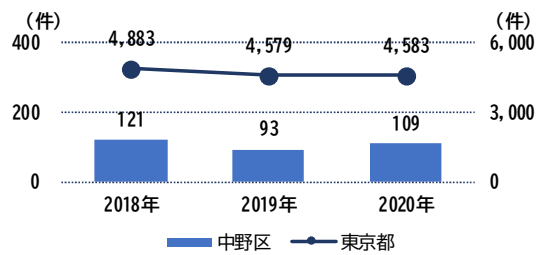
中野区基本計画 施策37より

障害児通所支援事業の延利用人数



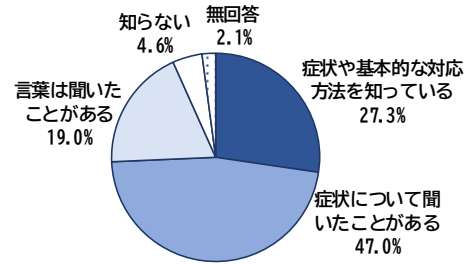
中野区基本計画 施策23より

成年後見申立件数



中野区基本計画 施策32より

認知症について理解している区民の割合



中野区基本計画 施策37より

(2) 虐待の防止

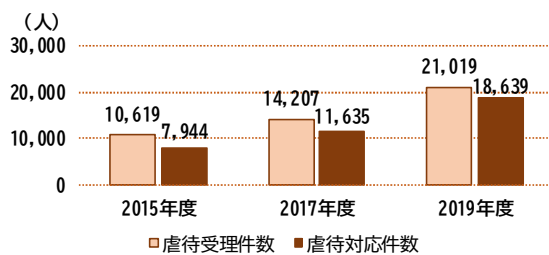
□ 虐待や相談件数の増加傾向に対応するための、地域における相談環境の充実。

□ 虐待防止に関する法整備を契機とした、区と関係機関との連携・協力体制の構築による虐待の早期発見、適切な対応。

□ 子育て家庭の孤立化の未然防止や育児不安の解消に対応した妊娠期からの切れ目のない支援の充実。

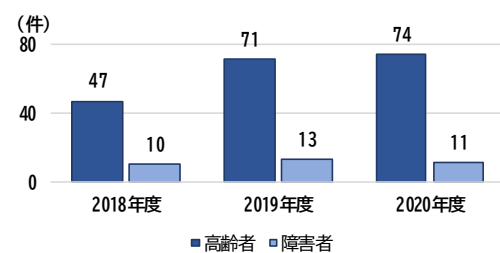
□ 子ども・若者支援センターの開設を契機とした関係機関と連携した子どもと子育て家庭支援体制の強化。

児童虐待に関する相談及び対応件数（東京都）



中野区基本計画 施策12より

虐待通報・届出件数

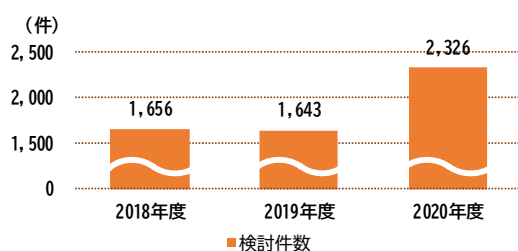


中野区基本計画 施策32より

(3) 区民が望む在宅療養生活の実現

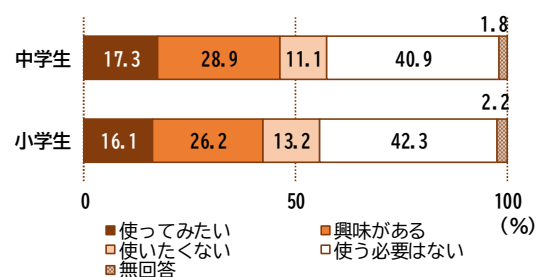
□ 高齢期も住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅療養の充実と ACP(アドバンス・ケア・プランニング)の普及啓発。

すこやか福祉センターにおける支援検討会議の検討事例数



中野区基本計画 施策32より

なんでも相談できる場所の利用意向



中野区基本計画 施策15より

【取組の例】

★マークは中野区基本計画における重点プロジェクト「地域包括ケアの実現」に資する取組

課題	取組みの方向性	主管課	区・団体の今後の取組み
(1) 権利擁護の推進と理解促進	●「子どもの最善の利益*」を考える地域社会の実現に向けて、区民等が子どもの権利を理解するとともに、子どもたちが自らの権利を理解し、他者の権利を尊重できるよう、意識の啓発を図る。また、「子どもの最善の利益」を考え、区の様々な施策を実施する。 ●子どもたちが自らの気持ちや意見を表現し、困ったときに助けを求められる仕組みをつくる。	子ども・教育政策課 ほか	★子どもの権利擁護の推進 ◎子どもの権利擁護に係る条例の制定 ○学校における人権教育
		子ども・教育政策課	★子どもの権利に係る相談支援の仕組みづくり ◎子どもの権利に係る相談支援
		子ども・教育政策課 ほか	★子どもが意見を表明する機会の提供 ○子どもの意見表明の機会確保
	●判断能力が十分でない人等の意思や利益が守られるよう権利擁護を推進するとともに、関係機関等との連携を図りながら、障害者・高齢者等への虐待防止を進める。	福祉推進課、 障害福祉課、 すこやか福祉センター ほか	★権利擁護のための体制の整備 ○成年後見制度・権利擁護推進事業 ○成年後見制度等普及啓発 ○高齢者・障害者虐待対応連絡会
	●障害の有無に関わらず、互いを尊重し、共生できる社会の実現に向けて、障害者に対する差別の解消と区民や事業者等の理解の促進を図る。	障害福祉課	★障害者に対する理解の促進と交流の機会の充実 ○障害者差別解消推進事業
	●認知症の有無に関わらず、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症の理解促進と地域での対応力の向上を図るとともに、認知症の人やその家族の意思を踏まえて、予防、早期発見・早期対応及び居場所づくりの取組を進める。	地域包括ケア推進課	★認知症バリアフリーに向けた意識の啓発 ○認知症普及啓発 ★認知症の人を支える地域の相談支援体制等の整備 ○認知症相談支援事業 ○若年性認知症相談支援事業 ★認知症の人やその家族・支援者の居場所づくり ◎認知症地域支援推進事業

(2)虐待の防止	●児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、育児不安の早期解消に向け、子ども・若者支援センター＊やすこやか福祉センターが関係機関や地域と連携を図りながら、虐待への地域全体の対応力を強化し、一貫した相談支援体制を構築していく。 ●虐待を受けた子どもや、何らかの事情により家庭での養育が困難な子どもが、できるだけ家庭に近い環境で継続的に養育されることが出来る環境の充実を図る。	すこやか福祉センター ほか	★子育て家庭の状況把握と相談支援 ○妊娠出産トータル支援＊ ○母子保健事業
	●判断能力が十分でない人等の意思や利益が守られるよう権利擁護を推進するとともに、関係機関等との連携を図りながら、障害者・高齢者等への虐待防止を進める。	福祉推進課、 障害福祉課、 すこやか福祉センター	★虐待防止に向けた体制の整備 ○高齢者・障害者虐待防止推進事業 ○虐待防止普及啓発
(3)区民が望む在宅療養生活の実現	●高齢期も住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、支援が必要な人に適切な医療や介護・生活支援サービスを提供するとともに、ライフスタイルや身体機能に応じて住まい方の選択ができる環境づくりを進める。	地域包括ケア推進課	★区民それぞれが望む在宅療養生活の実現 ○ACP(アドバンス・ケア・プランニング)普及啓発 ○在宅療養相談窓口 ○在宅療養推進事業
		介護・高齢者支援課、 住宅課	★在宅から入所まで高齢者を支える基盤整備 ○介護サービス基盤施設整備・誘導 ○住宅確保要配慮者入居支援事業

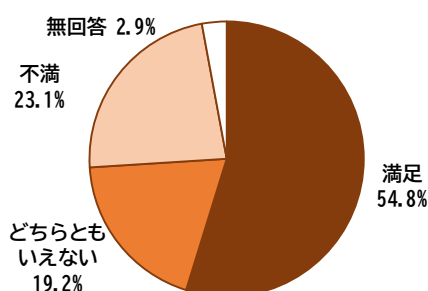
柱2 住まい・住まい方

【現状と課題】

(1) 居住支援体制の推進

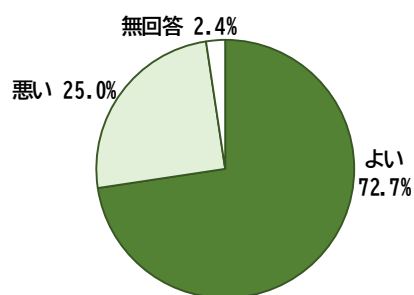
- 住み続けられる住まいの確保のための、低額所得者、高齢者、障害者、子育て家庭など住宅確保要配慮者の居住支援、住宅ストックの質の向上、空き家の防止や中古住宅の購入の促進などの総合的な取組。
- 建築の老朽化と居住者の高齢化に伴う、建物管理や耐震性の課題への対応や老朽化する前の有効活用。
- 自然や街並みへの不満や子育て世帯の主な転出の理由である「家賃が高い」「広さなど居住環境が良くない」などの解消に向けた住環境の魅力の形成と情報発信。

住宅の環境の総合的な満足度



中野区基本計画 施策24より

住まい周辺の生活環境における「景観や街並みについて」の評価

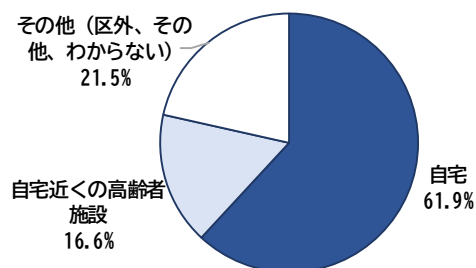


中野区基本計画 施策47より

(2) 在宅生活が困難な場合のケアを行う施設の確保

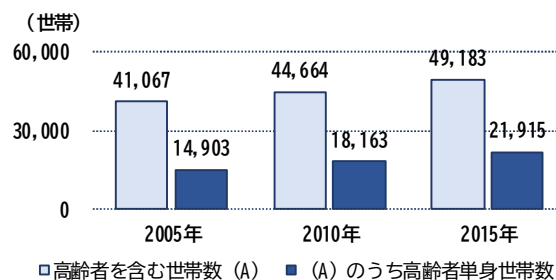
- 高齢者のライフスタイルや身体機能に応じた住環境の整備の推進、介護保険施設の計画的な整備・誘導。

介護が必要になった場合に介護を受けたい場所



中野区基本計画 施策29より

高齢者を含む世帯数と高齢者単身世帯数

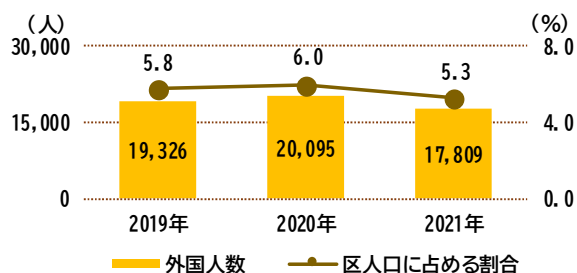


中野区基本計画 施策28より

(3) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり

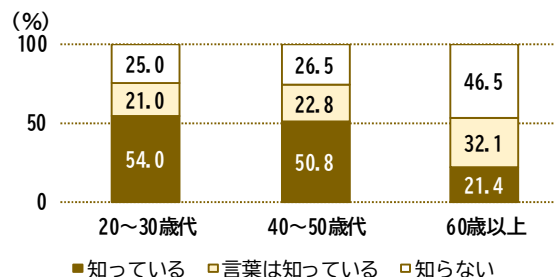
- 外国人住民の国籍多様化に伴う、コミュニケーションツールの導入と、優しい日本語による手続き案内、暮らしに困らない環境づくりと活躍できる場の創出。

外国人住民数（各年1月1日）



中野区基本計画 施策2より

ユニバーサルデザインの年代別認知度



中野区基本計画 施策1より

【取組の例】

課題	取組の方向性	主管課	区・団体の今後の取組
(1) 居住支援体制の推進	●地域住民の様々な交流・活動拠点である区民活動センターを、身近な施設として誰もが快適に利用できるよう運営・整備を進める。	地域活動推進課	★誰もが快適に利用できる区民活動センターの環境整備 ○区民活動センター整備
	●子育て世帯が暮らしやすい住宅が供給されるよう誘導するとともに、区内外の子育て世帯に対して、区の住環境の魅力を発信する。	住宅課	★子育て世帯向け住宅の供給促進と住環境の整備 ◎子育て支援住宅普及促進事業
		住宅課	★居住支援体制の推進 ○居住支援協議会運営支援事業
		子ども・教育政策課ほか	★子育て世帯に向けた住環境に関する情報発信 ◎子育て世帯に向けた住環境に関する情報発信
	●住宅確保要配慮者に対応した住宅ストックの質の向上及び有効活用を図る。 ●マンションの適正な維持管理及び円滑な建替えに向けた取組を推進する。 ●空き家対策を着実に進めるために、防災まちづくりや民間事業者との連携等を図り、有効な活用を促すための取組を推進する。	住宅課、建築課	★住宅ストックの質の向上 ◎ホームインスペクション(住宅診断)普及啓発 ○リフォーム相談事業 ○公営住宅等運営 ○耐震改修助成事業
		住宅課	★居住支援体制の推進 ○居住支援協議会運営支援事業 ★空き家の適正管理 ◎空き家対策推進事業

	●居心地が良く、歩いて楽しくなるまちなかづくりに向け、土地の高度利用・有効利用を図るとともに、ゆとりある空間の創出や良好な景観形成の誘導を進める。	都市計画課	地域特性を生かした土地利用の推進 ○効果的な土地の高度利用、有効利用の推進 良好な住環境を構築する景観形成の推進 ○景観まちづくりの推進
(2)在宅生活が困難な場合のケアを行う施設の確保	●高齢期も住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、支援が必要な人に適切な医療や介護・生活支援サービスを提供するとともに、ライフスタイルや身体機能に応じて住まい方の選択ができる環境づくりを進める。	介護・高齢者支援課、住宅課	★在宅から入所まで高齢者を支える基盤整備 ○介護サービス基盤施設整備・誘導 ○住宅確保要配慮者入居支援事業
(3)バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり	●外国人住民等が地域で安心して暮らすことができるよう、多言語ややさしい日本語での情報提供や相談対応など、生活に必要な基盤の充実を図る。	区民文化国際課	★外国人住民等が暮らしやすい生活の支援及び環境の整備区 ○外国人住民等生活支援事業 ★外国人住民等が活躍できる場の創出 ○外国人住民等への日本語支援事業 ○外国人住民等の社会参画推進事業
	●「中野区バリアフリー基本構想」で設定した重点整備地区内における特定事業などの進捗管理を適切に行うことにより、誰もが利用しやすい道路・交通環境の整備等に向けバリアフリー化を進める。	都市計画課	バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり ○公共施設等バリアフリー化推進事業

柱3 健康・社会参加・学び・就労

【現状と課題】

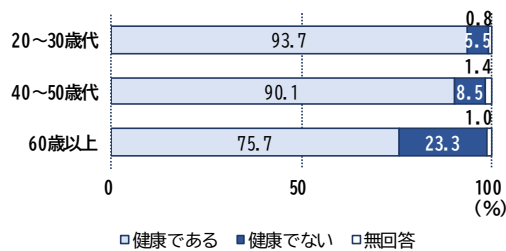
(1) 健康的な生活習慣の定着支援、健康づくり、感染症対策

□区民の日常・社会生活の自立や社会参加のための、健康的な生活習慣、食育の定着による生活習慣病予防の取組の強化や、早期からの運動習慣など健康維持増進。

□検診の受診率の向上や望まない受動喫煙の防止。

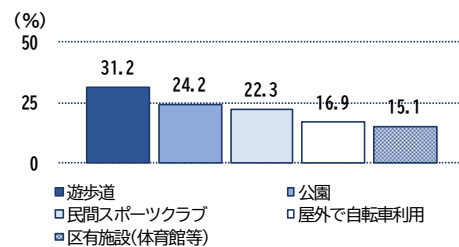
□感染症の発生抑制・拡大防止を図るための、正しい知識の普及啓発、感染症の検査・相談体制の推進、薬剤の適正使用の普及啓発。

現在の健康状態に対する実感



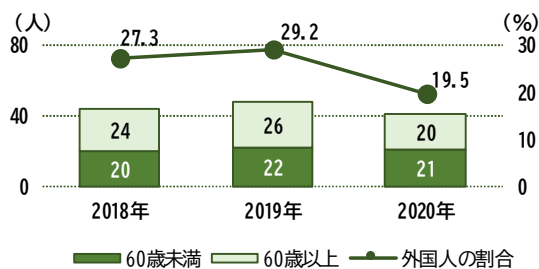
中野区基本計画 施策39より

運動・スポーツを行う場所



中野区基本計画 施策38より

区内新規結核患者数



中野区基本計画 施策55より

(2) 就労や地域活動を通じた社会参加の促進

□地域活動団体の担い手育成や団体間の交流促進、連携強化による活動や交流の場の確保。

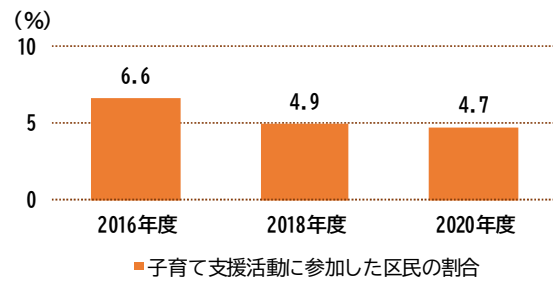
□若者の地域との関わりや地域での交流の機会の創設と、若者の視点を生かした区政や地域での課題解決。

□高齢者や女性の活躍推進や若者などの雇用の安定化に向けた就労環境の整備に向けた支援と、労働者と事業者の円滑なマッチングに向けた支援の推進といった事業者支援と雇用支援の一体的な取組。

□障害者の就労のための関係機関の連携や本人を支える体制づくり。

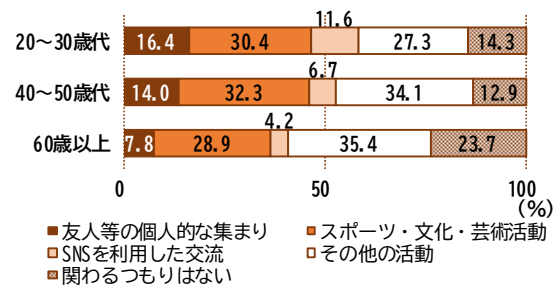
□複雑・複合化した若者とその家族の課題解決のための、総合的な相談窓口の設置と継続的な支援。

子育て支援活動に参加した区民の割合（最近1年間）



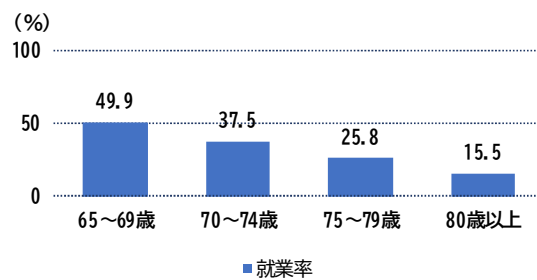
中野区基本計画 施策20より

今後参加したい主な地域活動



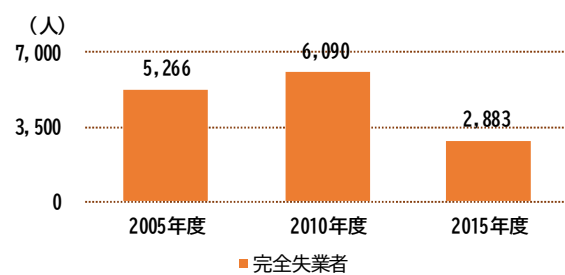
中野区基本計画 施策26より

65歳以上の就業率



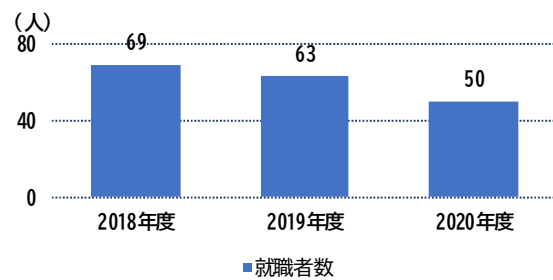
中野区基本計画 施策30より

15～39歳の完全失業者数（中野区）



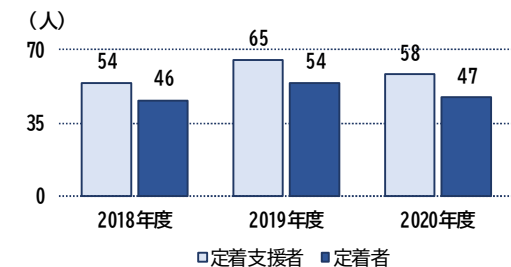
中野区基本計画 施策27より

就労支援センターの支援による就職者数(障害者)



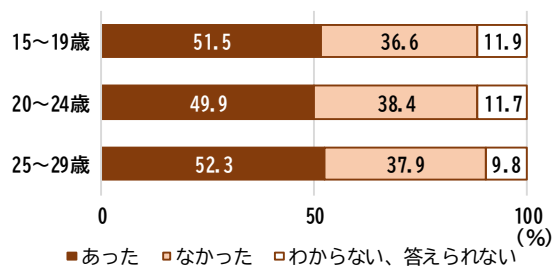
中野区基本計画 施策36より

就職した者のうち、定着支援を受けて1年後も就労が継続している者



中野区基本計画 施策36より

「社会生活や日常生活を円滑に営むことができなかった経験がある」と思う15歳から29歳の割合

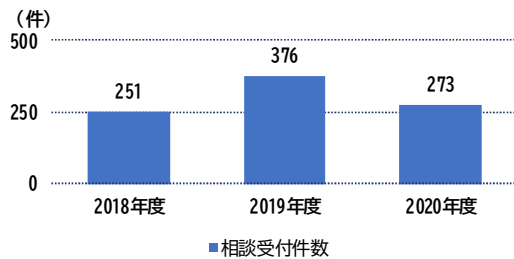


中野区基本計画 施策27より

(3)生涯学習の機会の充実

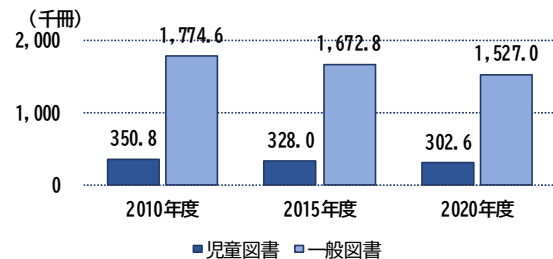
□社会教育など多様な学習機会の提供やそのための団体支援、図書館の利便性の向上。

生涯学習活動に関する相談受付件数



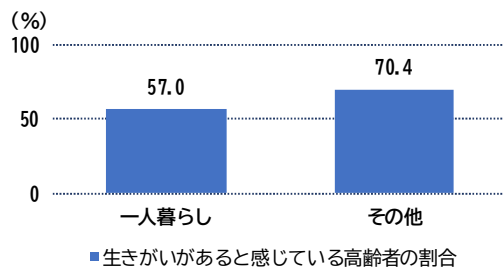
中野区基本計画 施策41より

区立図書館児童図書・一般図書貸出冊数



中野区基本計画 施策41より

生きがいがあると感じている高齢者の割合



中野区基本計画 施策30より

【取組の例】

施策	取組の方向性	主管課	区・団体の今後の取組
(1)健康的な生活習慣の定着支援、健康づくり、感染症対策	●区民が身近な場所で運動・スポーツ活動を行うことができる機会・環境を整えるとともに、運動・スポーツを通じた区民同士の交流や地域コミュニティの形成を進める。 ●区内スポーツ団体と連携しながら、区民の自発的な運動・スポーツ活動を推進するとともに、健康づくりや教育、障害者スポーツの普及など、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした取組を進めます。 ●子どもの運動への親しみや健康の保持増進、体力の向上に向けた取組を進め、運動習慣の形成を図る。	スポーツ振興課	★誰もが運動・スポーツに取り組む環境づくり ○オリンピック・パラリンピックレガシー事業 ○スポーツ推進事業 ○スポーツ施設運営 ○区立小・中学校体育施設一般開放事業 スポーツを通じたコミュニティの形成 ○地域スポーツクラブ事業
		指導室、スポーツ振興課	★子どもの運動習慣の定着に向けた取組の促進 ○運動遊びプログラム ○運動遊び部会運営 ○競技体験事業
		スポーツ振興課	★区内スポーツ団体等の支援

			○スポーツ推進委員事業 ○スポーツ団体援助事業 ○地域スポーツクラブ事業
	●栄養・運動・休養の調和がとれた健康的な生活習慣の定着に向けて、区民一人ひとりのライフステージに応じた健康づくりを進める。 ●疾病の早期発見・早期治療を促進するため、各種データの収集・分析等に基づく健康づくりを進める。	保健企画課、保健予防課、すこやか福祉センター	健康的な生活習慣の定着支援 ○精神保健相談 ○地域健康活動支援 ○健康づくり普及啓発 ○熱中症に対する啓発
		保健企画課	データ分析や健診等による健康づくりの支援 ○生活習慣病予防対策事業 ○禁煙治療費助成 ○受動喫煙防止対策事業 ○がん等健診の実施及び受診勧奨事業の実施 ○データヘルス事業
		保健企画課、保健予防課、すこやか福祉センター	食育の推進 ○食育推進事業 ○歯と口腔の健康事業
	●新型コロナウイルスなど、区民生活に影響を与える感染症に対応するため、ライフステージや集団の特性に応じた感染症予防策の啓発を行うとともに、各種予防接種の受診率向上や、高齢者及び外国人の結核患者に対する支援、平常時の感染症の発生・拡大予防の取組を推進する。 ●関係機関とのネットワークの構築やリスクコミュニケーションの推進により、薬剤耐性菌や院内感染など、様々な感染症対策の情報共有を行い、感染症の予防と拡大防止の強化を図る。	保健予防課	感染症予防に向けた意識の啓発 ○施設等に対する感染症予防指導 ○感染症予防普及啓発 感染症の拡大防止策の強化 ○定期・任意予防接種 ○積極的疫学調査 ○結核対策 ○服薬確認推進事業
		保健企画課、保健予防課	感染症対策に係る関係機関の資質の向上 ◎地域感染症対策ネットワーク構築 ○感染症発生動向調査

(2)就労や地域活動を通じた社会参加の促進	●区内事業者の人材確保、就労希望者の雇用機会の創出、就労環境の整備を支援し、誰もがいきいきと働き続けられる環境づくりを推進する。	産業振興課	就労・求人支援の拡充 ○企業支援及び就労・求人支援サイト運営 ○子育て女性向け再就職支援事業 ○高齢者・若者就職支援事業
	●中高生が自由に自己表現したり、将来に向けて興味・関心に応じた体験などができる機会や場の充実を図る。 ●区内の大学や専門学校等の学生が、その専攻分野等を地域で生かせる機会の充実を図る。 ●若者ならではの視点を区政や地域に生かすとともに、若者と地域のつながりを構築する。	育成活動推進課、子ども・教育政策課	総合的な若者施策の推進 ◎(仮称)中野区子ども・若者計画の策定
		育成活動推進課	中高生の活動の機会や場の確保 ○育成活動支援事業
		育成活動推進課、地域活動推進課、企画課	大学生等の地域活動の促進 ◎若者地域活動支援事業 ○大学との包括連携事業
	●社会との関わりに課題を抱える若者とその家庭の状況を総合的に把握し、段階的に自立につながるよう、関係機関・地域との連携などにより、社会参加や就労に向けた継続的な相談支援体制を構築する。	児童福祉課、地域包括ケア推進課ほか	★若者の自立を支援する仕組みづくり ◎(仮称)中野区子ども・若者計画の策定 ○地域ケア会議運営 ○アウトリーチ活動の推進
		児童福祉課、すこやか福祉センターほか	★若者への相談支援体制の整備 ◎若者支援事業(若者への相談支援体制の整備) ○ひきこもり等相談支援事業
		児童福祉課、育成活動推進課	★若者の自立とその家族への支援 ◎若者支援事業(若者の自立とその家族への支援)
	●就労や地域活動等により、いくつになっても居場所を持ち、活躍できる環境の充実を図る。 ●興味・関心や趣味を通じた多様な形での交流・つながりが生まれる環境づくりを進める。	地域活動推進課、産業振興課ほか	★就労や地域活動を通じた社会参加の促進 ◎地域人材育成・マッチング事業 ○シルバー人材センター支援事業 ○高齢者就労支援事業
		介護・高齢者支援課、地域活動推進課	★孤立を防ぐつながり・交流機会の充実 ○友愛クラブ活動支援事業 ○地域団体活動支援事業

	●障害者の自立した生活を支えるため、障害者の就労促進と就労を継続するための支援を行うとともに、障害者就労継続支援事業所における安定的な仕事の確保と作業力向上に向けた支援を進める。	障害福祉課	★関係機関と連携した障害者の就労支援 ○障害者就労・雇用促進事業 就労意識の向上と体験・訓練の場の創出 ○特別支援学校・障害者就労施設連携推進事業 ○区役所等職場体験実習 障害者就労施設等における受注機会・販路の拡大 ○障害者就労施設受注促進事業
(3)生涯学習の機会の充実	●いつでもどこでも生涯を通じて主体的に学び続けることができる環境づくりを進める。 ●区民が図書館を学びや課題解決に活用できるよう、利便性の向上や環境の充実を図るとともに、乳幼児親子や子どもの読書活動を促進する。	区民文化国際課	生涯学習の機会の充実 ○社会教育大学連携事業 ○社会教育訪問学級事業 ○子ども向け体験学習事業 ○生涯学習普及啓発
		子ども・教育政策課	図書サービスの機能の強化 ○区立図書館整備・運営 ○地域開放型学校図書館整備・運営

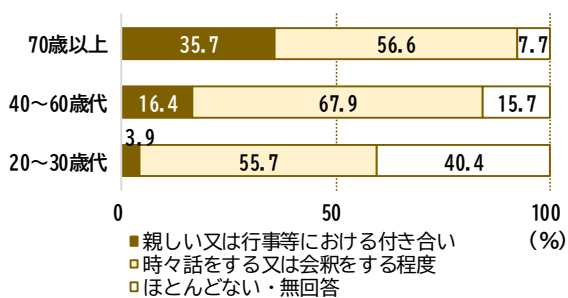
柱4 地域の見守り支えあい

【現状と課題】

(1) 地域における見守り支えあいの推進と、交流の場や機会の創出

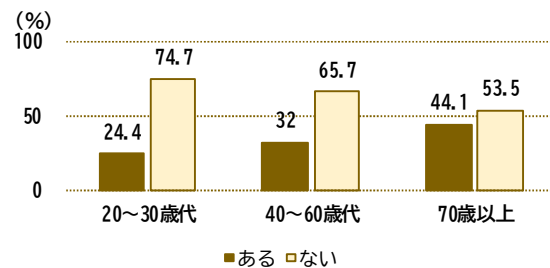
- 区民の特性として転入・転出者が多いこと、特に若年層の地域とのつながりが生まれにくく、日常生活の中での緩やかなつながりをきっかけとした地域コミュニティの創生。
- 公益的な活動の担い手の養成が活動につながりにくいことによる、活動意欲のある人と活動団体等とをつなげる仕組みの必要性。
- 相談者の属性に伴う特有の相談から適切な課題解決につなげるための、重層的な相談支援体制の充実や関係機関との連携強化。
- 介護職員の不足が見込まれることや、高齢者の日常生活を支える環境づくりが求められることなどから、見守り活動の主体の拡充と ICT を活用した見守り体制の構築。
- 地域の課題や個人の抱える課題の多様化・複雑化に伴う、公益的な活動団体の活動の重要性の増大による、区や関係機関等が把握している情報の共有化と活動団体への支援の充実、及び必要な支援を受けられていない人の早急な把握と適切な支援。

近所とのつきあいの程度



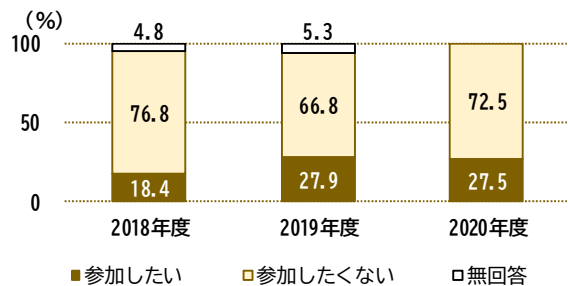
中野区基本計画 施策3より

住民同士の交流の場があると感じている区民の割合



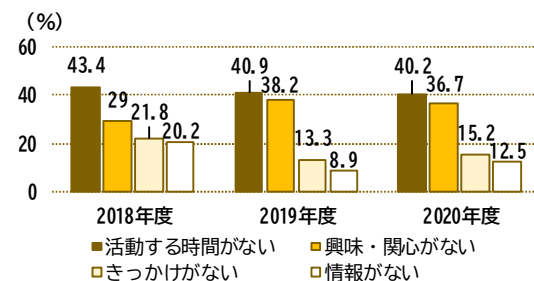
中野区基本計画 施策3より

町会・自治会活動やボランティア活動に参加したいと思っている区民の割合



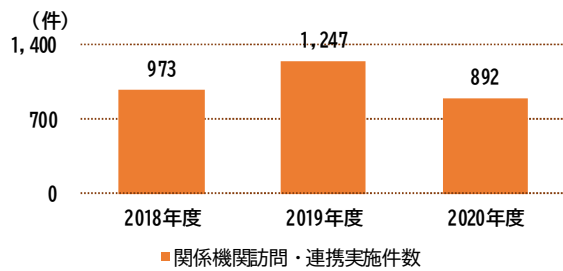
中野区基本計画 施策4より

地域活動等に関わらない理由



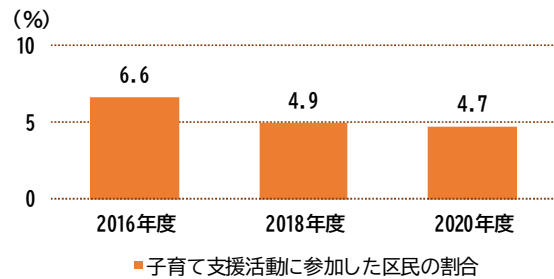
中野区基本計画 施策4より

すこやか福祉センターによる関係機関訪問・連携実施件数



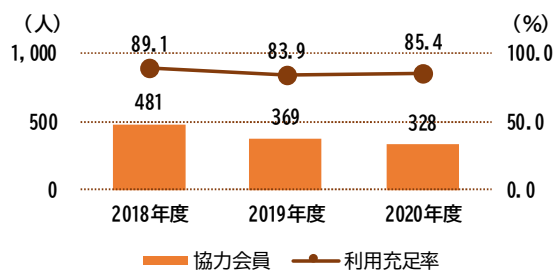
中野区基本計画 施策15より

子育て支援活動に参加した区民の割合 (最近1年間)



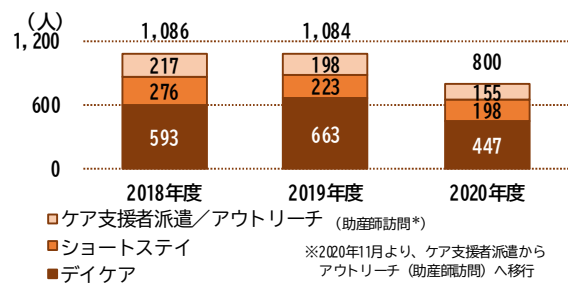
中野区基本計画 施策20より

ファミリー・サポート・センター活動実績



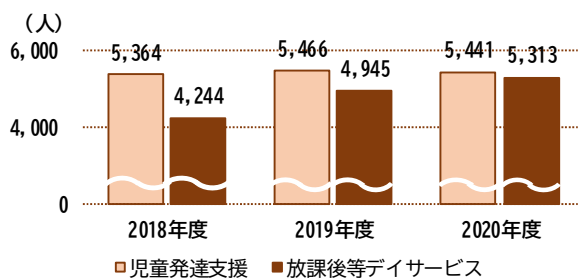
中野区基本計画 施策20より

産後ケア事業利用実績



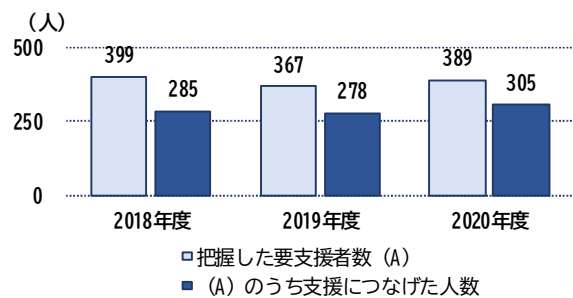
中野区基本計画 施策21より

障害児通所支援事業の延利用人数



中野区基本計画 施策23より

アウトリーチチームが支援につなげた要支援者数

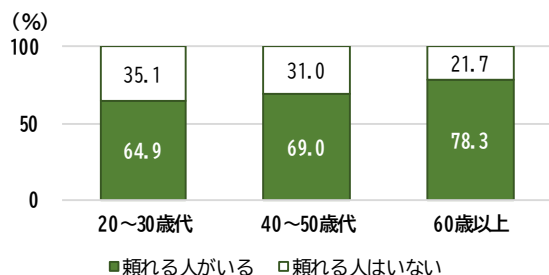


中野区基本計画 施策33より

(2)避難行動要支援者への避難支援

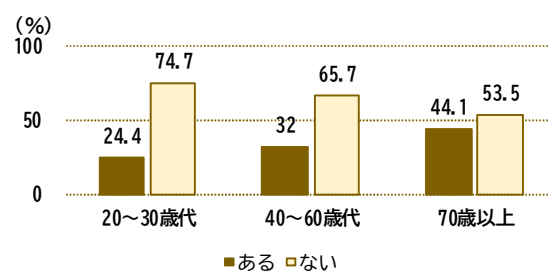
□災害時の要援護者避難支援を円滑に行うための名簿と計画の作成を進めることと、避難の実効性を高める活用策。

地域で頼れる人の有無



中野区基本計画 施策43より

住民同士の交流の場があると感じている区民の割合



中野区基本計画 施策3より

【取組の例】

課題	取組の方向性	主管課	区・団体の今後の取組
(1)地域における見守り支えあいの推進と、交流の場や機会の創出	●気軽に地域の情報に触れ、中野のまちに関心や愛着を持ち、区や地域を身近に感じることができるための取組を進める。 ●常日頃からのご近所同士のつながりやあいさつ等、互いの顔が見え、困りごとがあった時に助け合えるような人間関係が構築される取組を進める。	地域活動推進課	★人とまちを知るための情報発信 ○SNS等の活用による情報発信 ○転入時等の地域情報の提供 - 身近な地域の人と知り合うきっかけづくり ○地域団体活動支援事業
	●地域の様々な課題の見える化とその課題を解決するための仕組みづくりを進めるとともに、地域で活動する新たな人材の発掘に向けた取組を進める。 ●地域での活動の核である町会・自治会への加入の促進や町会・自治会活動の担い手として、多くの区民が参加できるよう支援を進める。 ●NPO法人などの多様な公益的な活動 団体が行う、自主的な活動の支援を進める。	地域活動推進課	★地域の課題解決に向けた関係機関の連携の強化 ○区民団体連携支援事業 ★町会・自治会と区との連携の強化 ○町会・自治会活動強化支援事業 ★地域における公益的な活動を担う人材・団体に対する支援の強化 ◎地域人材育成・マッチング事業 ○地域における公益的な活動団体活性化支援事業

	●子育て支援活動の活性化に向け、子育て支援を担う人材の発掘や子育て関連団体のネットワーク化を進める。 ●子育て家庭が地域の中で安心して暮らせるよう、区民相互の助け合いによる子育て支援活動を促進する。	育成活動推進課	★地域の子育て支援施設の機能強化 ○児童館における子育て活動支援事業 ★子育て関連団体への支援の強化 ○育成団体支援事業
		子育て支援課	地域の相互援助活動の推進 ○ファミリー・サポート・センター事業
	●安心して妊娠・出産・育児をすることができるよう、妊娠から子育てにかかる切れ目ない一貫した相談支援体制の充実を図る。	すこやか福祉センター 子育て支援課 ほか	★妊娠・出産・子育てトータル支援 ○乳幼児健康診査 ○妊娠出産トータル支援* ○不妊相談支援
		すこやか福祉センター	★多様なニーズに応じた子育てサービス・情報提供体制の整備 ○父親の育児参加支援事業
		子育て支援課、 すこやか福祉センター	★育児支援を特に必要とする家庭への支援 ○母子生活支援施設運営 ○ひとり親家庭支援 ○多胎妊婦・多胎児家庭支援事業
	●特別な配慮を必要とする子どもとその家庭の置かれている状況や特性に応じて、必要な支援が受けられるよう、一貫した相談支援体制の充実を図る。 ●発達の課題や障害のある子どもとその家庭が地域で孤立することがないよう、発達障害等に関する区民の理解の促進や保護者同士がつながり、交流する機会の創出に向けた取組等を推進する。	子ども特別支援課、 すこやか福祉センター	★一貫した地域相談支援体制の整備 ○子ども発達支援事業 ○療育施設運営
		子ども特別支援課、 保育園・幼稚園課 ほか	★医療的ケアを必要とする子どもへの支援 ○医療的ケア児支援事業 ○民間障害児支援事業所運営支援
	●社会との関わりに課題を抱える若者とその家庭の状況を総合的に把握し、段階的に自立につながるよう、関係機関・地域との連携な	児童福祉課、 地域包括ケア推進課 ほか	★若者の自立を支援する仕組みづくり ◎(仮称)中野区子ども・若者計画の策定 ○地域ケア会議運営 ○アウトリーチ活動の推進

	どにより、社会参加や就労に向けた継続的な相談支援体制を構築する。	児童福祉課、 すこやか福祉センター ほか	★若者への相談支援体制の整備 ◎若者支援事業(若者への相談支援体制の整備) ○ひきこもり等相談支援事業
		児童福祉課、 育成活動推進課	★若者の自立とその家族への支援 ◎若者支援事業(若者の自立とその家族への支援)
	●高齢者の日常生活を支え、支援を必要とする高齢者を早期に発見し、必要な支援につながるよう、地域の見守り・支えあい活動やICT(情報通信技術)を活用した見守りを充実させる。 ●今後も進展を続ける高齢社会に対応できる体制を構築していくために、関係機関等の連携を推進するとともに、身近な地域における高齢者の相談支援体制を充実させる。	地域活動推進課、 地域包括ケア推進課	★地域の見守り・支えあいの推進 ○高齢者の見守り・支えあい推進事業 ★高齢者の相談支援体制の整備 ○すこやか福祉センター整備・運営 ○地域包括支援センター整備・運営 ○地域ケア会議*運営 ○アウトリーチ活動の推進
		中野区地域包括支援センター	★要介護予備軍(年齢の平均よりも機能低下がある方)、介入の必要があるのに介入拒否のある方、情報が届かない方、多問題を抱えている方等へ ○「地域包括」の活動についての周知、啓発活動 ○相談者が抱える問題に応じて他機関へつなぐ等の連携
	●就労や地域活動等により、いくつになっても居場所を持ち、活躍できる環境の充実を図る。 ●興味・関心や趣味を通じた多様な形での交流・つながりが生まれる環境づくりを進める。	介護・高齢者支援課、 地域活動推進課	★孤立を防ぐつながり・交流機会の充実 ○友愛クラブ活動支援事業 ○地域団体活動支援事業
	●潜在的な要支援者を早期に発見し、本人やその家族に必要な相談支援につなぐため、地域のネットワークなどを通じた取組を進める。	地域活動推進課、 すこやか福祉センター	★要支援者の早期発見と継続的な見守り・支援 ○要支援者早期把握 ○アウトリーチ活動の推進
	●障害者及び介護者の高齢化、障害の多様化・重度化など個々の置かれている状況や特性に応じて、切れ目なく必要な支援やサービスが受けられるよう相談支援体	地域包括ケア推進課 すこやか福祉センター	★安心して地域生活が送れる仕組みづくり ○地域ケア会議運営 ○アウトリーチ活動の推進

	制の充実を図る。 ●重度障害者をはじめ障害者が地域で安心して暮らせるよう、関係機関との連携や人材育成を進めるとともに、障害者の地域生活への移行を支える基盤の整備を着実に進める。	障害福祉課、すこやか福祉センター	★関係機関との連携体制と相談支援体制の強化 ○障害者相談支援事業
		障害福祉課	★福祉人材の確保・育成 ○人材育成・養成事業 ★入所施設等からの地域生活への移行と地域生活の継続支援 ○地域移行・地域定着支援事業 ★障害福祉施設の整備・誘導 ○民間活力活用による障害者施設基盤整備・誘導 ○障害福祉施設運営
(2)避難行動要支援者への避難支援	●地震や台風、局地的集中豪雨など大規模自然災害の発生時における人命の保護を最大限に図るとともに、迅速な復旧・復興に向けた体制づくりを進める。 ●防災活動の担い手の育成や日常的な地域のつながりの形成、自助・共助による防災の取組を進める。	地域活動推進課、防災危機管理課	避難行動要支援者への避難支援 ○災害時避難行動要支援者支援事業

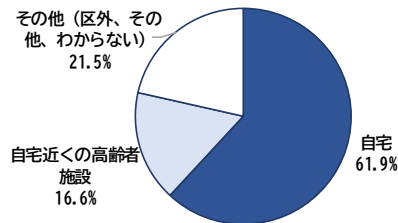
柱5 生活を支えるサービス、生活を豊かにするサービス

【現状と課題】

(1)生活支援サービスの質・量の確保

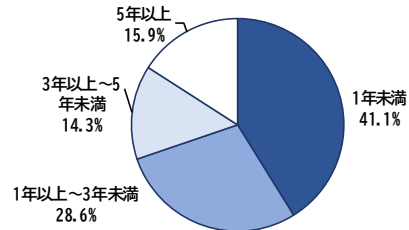
□介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる介護サービスの充実と、そのための介護人材の確保・定着支援。

介護が必要になった場合に介護を受けたい場所



中野区基本計画 施策29より

介護事業従事者の離職時の勤務年数



中野区基本計画 施策29より

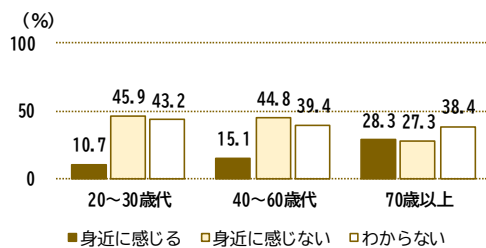
(2)住民主体サービスの拡充、民間サービスとの役割、コーディネート機能

□子どもの一時預かりや高齢者の介護サービスの利用などについての、公的なサービスだけでなく、地域の相互援助や住民主体のサービスの質・量の確保、活性化。

□一人暮らし高齢者の増加や多岐・多様な区民ニーズに対応するための、地域活動を支える担い手の育成や活動内容の普及啓発等の支援、活動意欲のある人と活動をつなげる仕組みや活動団体間の連携や活動のマッチングの充実。

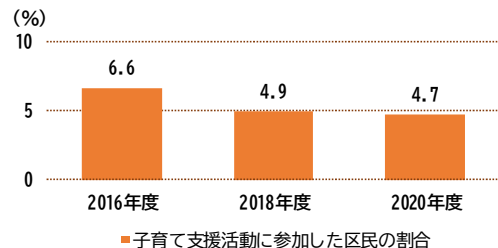
□区民活動センターを地域の交流・活動拠点として身近に感じてもらうための、区民活動センター運営委員会による活動や団体のコーディネートをする役割。

年代別の区民活動センターを身近に感じる割合



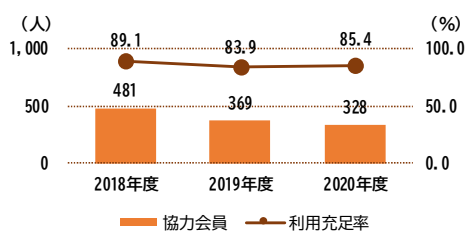
中野区基本計画 施策5より

子育て支援活動に参加した区民の割合（最近1年間）



中野区基本計画 施策20より

ファミリー・サポート・センター活動実績



中野区基本計画 施策20より

【取組の例】

課題	取組の方向性	主管課	区・団体の今後の取組
(1)生活支援サービスの質・量の確保	●高齢期も住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、支援が必要な人に適切な医療や介護・生活支援サービスを提供するとともに、ライフスタイルや身体機能に応じて住まい方の選択ができる環境づくりを進める。	地域包括ケア推進課	★区民それぞれが望む在宅療養生活の実現 ○ACP(アドバンス・ケア・プランニング)普及啓発 ○在宅療養相談窓口 ○在宅療養推進事業
		介護・高齢者支援課	★多様な介護サービスの提供に向けた体制づくり ◎要介護度改善推進事業 ○介護人材確保・育成等支援事業 ○地域・社会資源普及啓発
		介護・高齢者支援課、住宅課	★在宅から入所まで高齢者を支える基盤整備 ○介護サービス基盤施設整備・誘導 ○住宅確保要配慮者入居支援事業
(2)住民主体サービスの拡充、民間サービスとの役割、コーディネート機能	●地域の様々な課題の見える化とその課題を解決するための仕組みづくりを進めるとともに、地域で活動する新たな人材の発掘に向けた取組を進める。	地域活動推進課	★地域の課題解決に向けた関係機関の連携の強化 ○区民団体連携支援事業 ★町会・自治会と区との連携の強化 ○町会・自治会活動強化支援事業 ★地域における公益的な活動を担う人材・団体に対する支援の強化 ◎地域人材育成・マッチング事業 ○地域における公益的な活動団体活性化支援事業
	●地域での活動の核である町会・自治会への加入の促進や町会・自治会活動の担い手として、多くの区民が参加できるよう支援を進める。		
	●NPO 法人などの多様な公益的な活動団体が行う、自主的な活動の支援を進める。		
	●区民活動センターを拠点として、地域課題の解決に向けた地域住民の自主的かつ主体的な活動を促進する。	地域活動推進課	区民活動センターを中心とした地域自治・住民活動の促進 ○区民活動センター運営委員会地域活動支援事業
	●地域住民の様々な交流・活動拠点である区民活動センターを、身近な施設として誰もが快適に利用できるよう運営・整備を進める。		
	●子育て家庭が地域の中で安心して暮らせるよう、区民相互の助け合	子育て支援課	★地域の相互援助活動の推進 ○ファミリー・サポート・センター事業

	いによる子育て支援活動を促進する。		
	●介護が必要となる状態をできる限り防ぎ、健康的な生活を維持・向上し、生き生きと暮らしていくために、高齢者が身近な地域において、日頃から主体的に介護予防に取り組める環境づくりを進める。	介護・高齢者支援課 すこやか福祉センター	★区民・団体が主体的に提供する介護 予防の取組の促進 ○住民主体サービス支援事業 ○高齢者会館運営

柱6 地域医療

【現状と課題】

(1)在宅医療、地域での医療提供の充実と多職種連携の一層の推進

□子どもから高齢者まで疾病や症状に応じた医療を身近な地域で受けられるよう相談体制・医療体制の整備を進めていくこと。

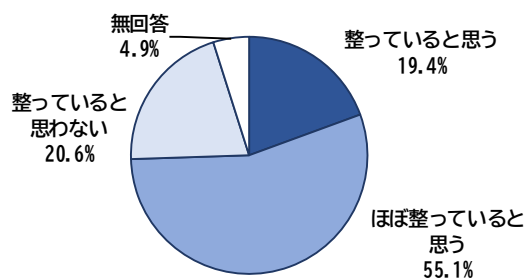
□個人の選択のもと、在宅療養を選択肢の一つとして広め、医療・介護サービスの充実、連携体制の構築などを図りながら在宅医療ができる環境作り。

□夜間や休日の急病等にも適切な医療を提供できるよう、医師会等の協力を得ながらの、初期救急医療体制や連携体制の強化。

(2)かかりつけ医・薬局の推進

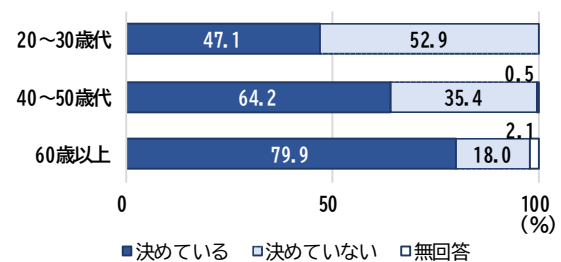
□身近な地域で日常的に受診・相談ができるよう、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の普及と定着、病院と診療所の連携の推進など医療体制の充実。

病状に応じた適切な医療が受けられる環境が整っていると思う人の割合



中野区基本計画 施策40より

かかりつけ診療所を決めている人の割合



中野区基本計画 施策40より

【取組の例】

課題	取組の方向性	主管課	区・団体の今後の取組
(1)在宅医療、地域での医療提供の充実と多職種連携の一層の推進	●高齢期も住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、支援が必要な人に適切な医療や介護・生活支援サービスを提供するとともに、ライフスタイルや身体機能に応じて住まい方の選択ができる環境づくりを進める。	地域包括ケア推進課	★区民それぞれが望む在宅療養生活の実現 ○ACP(アドバンス・ケア・プランニング)普及啓発 ○在宅療養相談窓口 ○在宅療養推進事業
		介護・高齢者支援課、住宅課	★在宅から入所まで高齢者を支える基盤整備 ○介護サービス基盤施設整備・誘導 ○住宅確保要配慮者入居支援事業

	●医薬品の安全・安心を確保するため、事業者等への指導を行うとともに、区民が適切に医薬品を使用できるよう普及啓発を進める。	保健企画課	★地域での医療提供の充実 ○地域医療機関整備の検討 ○地域医療連携 ○休日診療・小児救急医療体制整備
		保健企画課、 保健予防課、 生活衛生課	★保健所機能の強化 ○保健所機能強化 ○医療安全相談窓口事業
		保健企画課、 生活衛生課	★薬局等における安全管理体制の充実 ○医薬品販売業者等監視指導 ○医薬品等検査 ○残薬整理事業
(2)かかりつけ医・ 薬局の推進	●区民の誰もが、身近な地域で安心して必要な医療を受けられる体制づくりを進める。	保健企画課	★地域での医療提供の充実 ○かかりつけ医(歯科医、薬局)普及啓発

柱7 セーフティネット

【現状と課題】

(1) 包括的な自立支援の推進

□課題の複合化や、ひきこもりや孤立など制度の狭間にある問題など既存の枠組みでは解決できない課題がより深刻化しており、自ら SOS を発信できない人や必要な支援を受けられていない人を適切な支援につなげていくこと。

(2) 貧困対策、自殺対策、再犯防止

□子どもが貧困の連鎖に陥ることなく、社会で自立していくための環境を整えること。

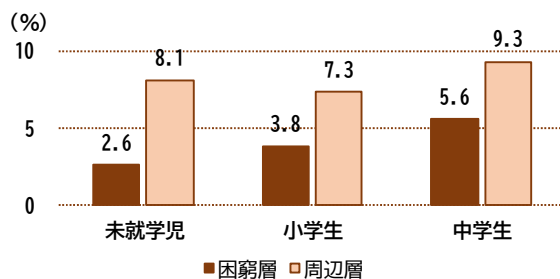
□生活困窮者の自立支援は、相談支援とともに就労支援と定着支援を一体的に行う必要があり、一人ひとりの状況に応じた包括的な自立支援。

□若者の課題は、経済的困難、就労、家族との関係、ひきこもり等で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、社会との関わりに課題を抱える若者の増加につながる可能性があり、若者とその家族の状況を総合的に把握したうえでの、段階的な自立支援、関係機関が連携した継続的な支援。

□区内の自殺率は全国より高い傾向にあり、誰にでも起こりうる危機であるという認識と自ら助けを求めることができる体制づくり。

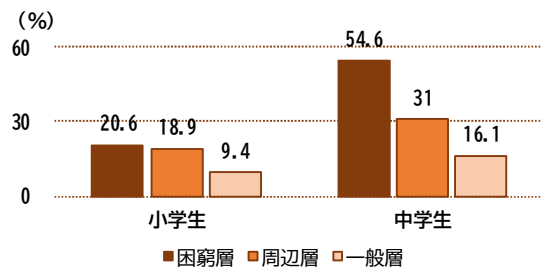
□罪を犯したことによる就労や住居の確保の困難さなど生きづらさを抱える人に対して、犯罪や非行予防をすすめ、地域で孤立しないよう複雑な課題に配慮した支援が得られる環境づくり。

生活困難層の割合



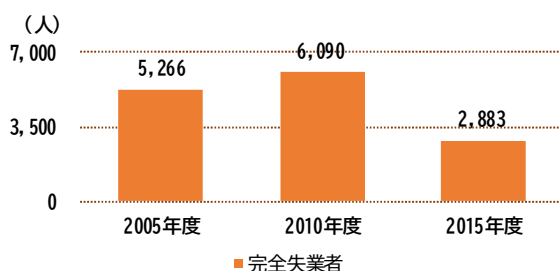
中野区基本計画 施策14より

授業がわからないと答えた子どもの割合



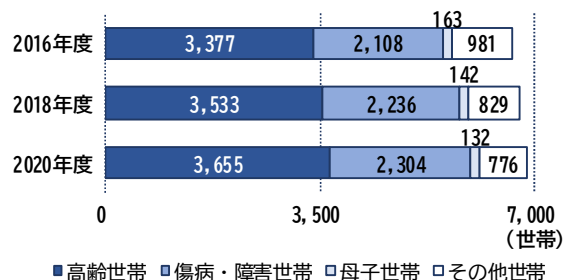
中野区基本計画 施策14より

15～39歳の完全失業者数（中野区）



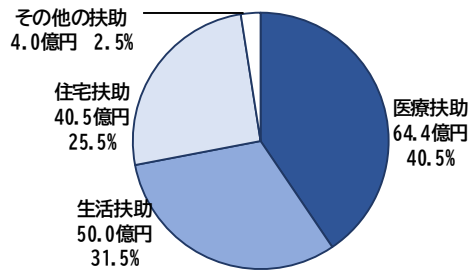
中野区基本計画 施策27より

世帯類型別被保護世帯数



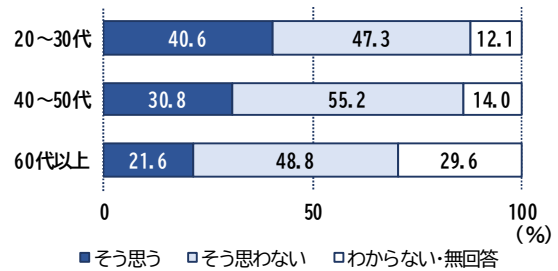
中野区基本計画 施策35より

生活保護費の内訳（2020 年度）



中野区基本計画 施策35より

自殺対策は自分自身に関わることと思う人の割合



中野区基本計画 施策33より

【取組の例】

課題	取組みの方向性	主管課	区・団体の今後の取組み
(1) 包括的な自立支援の推進	●社会との関わりに課題を抱える若者とその家庭の状況を総合的に把握し、段階的に自立につながるよう、関係機関・地域との連携などにより、社会参加や就労に向けた継続的な相談支援体制を構築する。	児童福祉課、 地域包括ケア推進課 ほか	★若者の自立を支援する仕組みづくり ◎（仮称）中野区子ども・若者計画の策定 ○地域ケア会議運営 ○アウトリーチ活動の推進
		児童福祉課、 すこやか福祉センター ほか	★若者への相談支援体制の整備 ◎若者支援事業（若者への相談支援体制の整備） ○ひきこもり等相談支援事業
		児童福祉課、 育成活動推進課	★若者の自立とその家族への支援 ◎若者支援事業（若者の自立とその家族への支援）
	●潜在的な要支援者を早期に発見し、本人やその家族に必要な相談支援につなぐため、地域のネットワークなどを通じた取組を進める。 ●犯罪被害に遭ってもできるだけ早く穏やかな生活が送れるよう、区民の理解を深めるとともに、関係機関と連携し、途切れることのない支援を進める。	地域活動推進課、 すこやか福祉センター 福祉推進課	★要支援者の早期発見と継続的な見守り・支援 ○要支援者早期把握 ○アウトリーチ活動の推進 ★犯罪被害者等を支える地域づくり ○犯罪被害者等相談窓口 ○経済・日常生活支援 ○犯罪被害者等支援普及啓発
(2) 貧困対策、自殺対策、再犯防止	●生活に困窮する区民の経済的・社会的な自立に向け、個々の状況に応じた相談支援をはじめ、就労支援や家計改善支援等の一体的な支援体制の充実を図る。	生活援護課	★生活困窮者に対する包括的な自立支援の推進 ○生活困窮者自立支援事業 ★被保護者の就労・定着支援 ○被保護者就労定着支援事業

	●生活が困難な状態にある子どもとその家庭に必要な支援が届くよう、行政、地域、民間事業者等が連携・協働して、子どもの学びの支援や生活の支援、経験・体験の機会の充実を図るなど、個々の状況に応じた支援を行う。	子ども・教育政策課	総合的な子どもの貧困対策の展開
		子ども・教育政策課 ほか	◎子どもの貧困対策に関する計画策定 ◎子どもの貧困対策関連の団体・民間事業者等との連携
		子ども・教育政策課 ほか	困難を抱える子どもの学習の機会の確保 ○子どもの学習の支援
	●誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、関係機関との連携を図るとともに、区民と協働しながら全ての人に生きることを支える支援を進める。	保健予防課	子どもと保護者の生活環境の改善に向けた支援
			○生活環境の改善支援
	●犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、地域で孤立させないため、関係機関との連携や支援を行う包括的な体制の構築を進める。	地域活動推進課	★自殺を未然に防ぐ体制の整備 ○自殺対策メール相談事業 ○自殺対策普及啓発
			★再犯防止に向けた関係機関との連携推進 ○再犯防止推進事業 ○再犯防止普及啓発

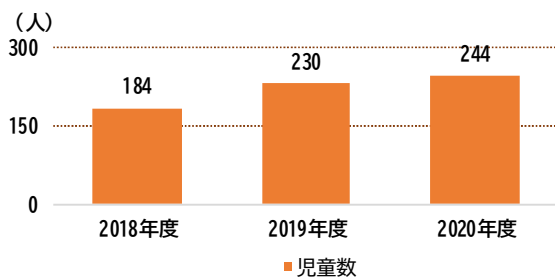
柱8 子どもと子育て家庭、障害者及び高齢者特有の課題

【現状と課題】

(1) 子どもと子育て家庭特有の課題

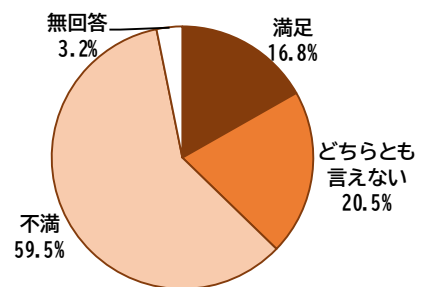
- 子育て支援活動への参加率は1割未満であり、担い手不足の改善を図るための地域団体同士の交流や人材発掘、団体と担い手のマッチング等の促進。
- 小学生の放課後の安全・安心な活動拠点や居場所を充実していくこと。
- 乳幼児親子の居場所、一緒に遊べる環境の充実。

小学校特別支援教室利用児童数



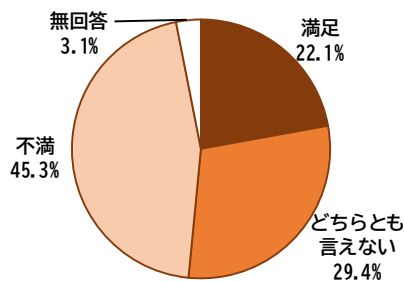
中野区基本計画 施策17より

「遊び・憩いの環境」に対する保護者の満足度



中野区基本計画 施策25より

「商業環境」に対する保護者の満足度

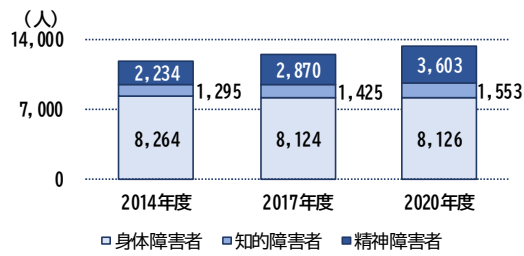


中野区基本計画 施策25より

(2) 障害者特有の課題

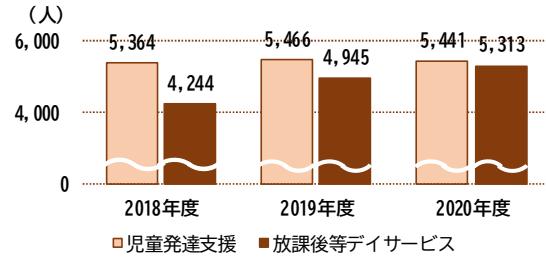
- 特別な配慮を必要とする子どもと子育て家庭への支援に向けた、すこやか福祉センターと療育センターとの連携強化による、一貫した相談支援体制の充実。
- 発達障害等に関する区民の理解の促進や保護者同士がつながる機会の提供。
- 障害者が住み慣れた地域、身近な地域で安心して日常・社会生活を送るため、地域移行のための支援や地域での生活を継続するためのサービス利用につなげる相談支援が必要であり、多様化する障害者のニーズや医療的ケアに対応できる体制、介護者の負担軽減など障害者の地域生活への移行及び継続を支える基盤整備。

障害者手帳所持者数



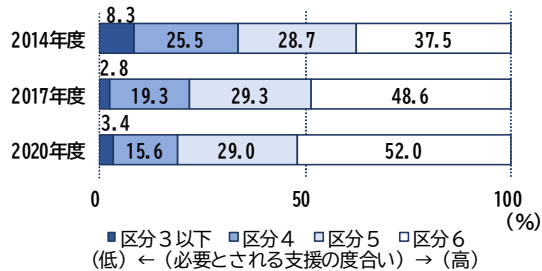
中野区基本計画 施策34より

障害児通所支援事業の延利用人数



中野区基本計画 施策23より

施設入所者の障害支援区分

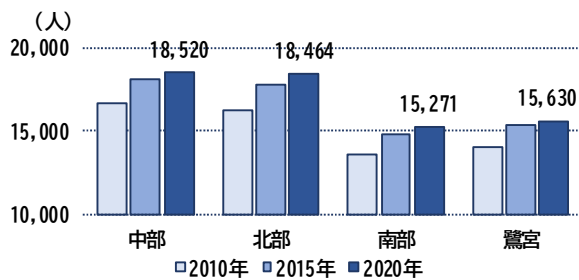


中野区基本計画 施策34より

(3)高齢者特有の課題

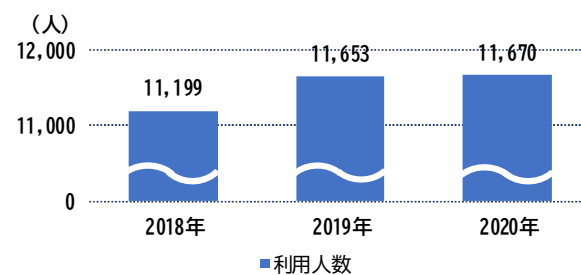
□高齢者の介護予防の拠点として、高齢者会館における介護予防・フレイル予防に係るプログラムの提供などをさらに推進していくこと。

高齢者人口（すこやか福祉センター圏域別）



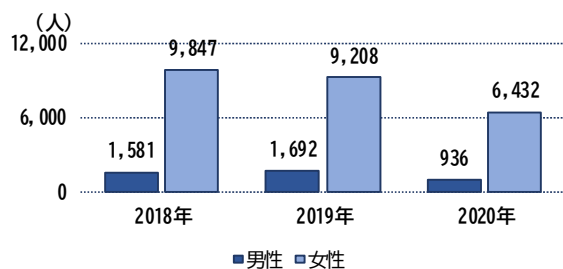
中野区基本計画 施策28より

介護サービス利用者数



中野区基本計画 施策31より

男女別介護予防事業参加者数（音響機器による事業）



中野区基本計画 施策31より

【取組の例】

課題	取組の方向性	主管課	区・団体の今後の取組
(1)子どもと子育て 家庭特有の課題	●子育て支援活動の活性化に向け、子育て支援を担う人材の発掘や子育て関連団体のネットワーク化を進める。 ●子育て家庭が地域の中で安心して暮らせるよう、区民相互の助け合いによる子育て支援活動を促進する。	育成活動推進課	★地域の子育て支援施設の機能強化 ○児童館における子育て活動支援事業 ★子育て関連団体への支援の強化 ○育成団体支援事業
		子育て支援課	★地域の相互援助活動の推進 ○ファミリー・サポート・センター事業
	●子どもたちが、遊び、学び、体験ができる機会や場を充実するため、放課後等の子どもの居場所の整備等を進める。	育成活動推進課、	子どもの遊び・体験の場の確保 ○児童館等整備・運営 ○プレーパーク活動支援事業
		育成活動推進課	放課後の児童の居場所の確保 ○キッズ・プラザ整備・運営 ○区立学童クラブ整備・運営 ○放課後子ども教室事業 乳幼児親子の居場所の確保 ○子育てひろば整備・運営
	●子育て家庭にとって魅力的な施設や子育て家庭にやさしい店舗の充実を図る。	子ども・教育政策課	子育て家庭にやさしい店舗の充実 ○子育て関連店舗の登録促進、情報発信
	●発達の課題や障害のある子どもへの教育的ニーズに応じた指導を推進し、インクルーシブ教育のより一層の充実を図る。 ●適切な教育環境を選択できるよう、早期から保護者の理解を促進するとともに、関係機関との連携や専門的知見に基づく就学相談等の取組を推進する。	子ども特別支援課	早期からの理解促進と就学相談 ○就学相談 ○就学相談説明会 ○特別支援学級見学会
(2)障害者特有の課題	●特別な配慮を必要とする子どもとその家庭の置かれている状況や特性に応じて、必要な支援が受けられるよう、一貫した相談支援体制の充実を図る。 ●発達の課題や障害のある子どもとその家庭が地域で孤立すること	子ども特別支援課、 すこやか福祉センター	★一貫した地域相談支援体制の整備 ○子ども発達支援事業 ○療育施設運営
		子ども特別支援課	★発達の課題や障害のある子どもに関する理解の促進 ○子ども発達支援普及啓発

	がないよう、発達障害等に関する区民の理解の促進や保護者同士がつながり、交流する機会の創出に向けた取組等を推進する。	子ども特別支援課、 保育園・幼稚園課 ほか	★医療的ケアを必要とする子どもへの支援 ○医療的ケア児支援事業 ○民間障害児支援事業所運営支援
	●障害者及び介護者の高齢化、障害の多様化・重度化など個々の置かれている状況や特性に応じて、切れ目なく必要な支援やサービスが受けられるよう相談支援体制の充実を図る。 ●重度障害者をはじめ障害者が地域で安心して暮らせるよう、関係機関との連携や人材育成を進めるとともに、障害者の地域生活への移行を支える基盤の整備を着実に進める。	地域包括ケア推進課、 すこやか福祉センター	★安心して地域生活が送れる仕組みづくり ○地域ケア会議運営 ○アウトリーチ活動の推進
		障害福祉課、 すこやか福祉センター	★関係機関との連携体制と相談支援体制の強化 ○障害者相談支援事業
		障害福祉課	★福祉人材の確保・育成 ○人材育成・養成事業 ★入所施設等からの地域生活への移行と地域生活の継続支援 ○地域移行・地域定着支援事業 ★障害福祉施設の整備・誘導 ○民間活力活用による障害者施設基盤整備・誘導 ○障害福祉施設運営
(3)高齢者特有の課題	●高齢期も住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、支援が必要な人に適切な医療や介護・生活支援サービスを提供するとともに、ライフスタイルや身体機能に応じて住まい方の選択ができる環境づくりを進める。	地域包括ケア推進課	★区民それぞれが望む在宅療養生活の実現 ○ACP(アドバンス・ケア・プランニング)普及啓発 ○在宅療養相談窓口 ○在宅療養推進事業
		介護・高齢者支援課	★多様な介護サービスの提供に向けた体制づくり ◎要介護度改善推進事業 ○介護人材確保・育成等支援事業 ○地域・社会資源普及啓発
		介護・高齢者支援課、 住宅課	★在宅から入所まで高齢者を支える基盤整備 ○介護サービス基盤施設整備・誘導 ○住宅確保要配慮者入居支援事業

	●介護が必要となる状態をできる限り防ぎ、健康的な生活を維持・向上し、生き生きと暮らしていくために、高齢者が身近な地域において、日頃から主体的に介護予防に取り組める環境づくりを進める。	介護・高齢者支援課 すこやか福祉センター	★区民・団体が主体的に提供する介護予防の取組の促進 ○住民主体サービス支援事業 ○高齢者会館運営 ★介護予防に取り組む意識の啓発 ○介護予防推進事業
--	--	---------------------------------	---